

第3編 風水害対策編

第1章 総則

第1節 坂戸市における風水害の概況

第1 既往災害

1 水害

昭和20年以降、市における既往水害で大きな被害があったものとして、昭和22年のカスリーン台風、昭和34年の伊勢湾台風、昭和41年の台風第26号、平成11年8月13日に発生した、熱帯低気圧の影響による集中豪雨（以下、「8.13集中豪雨」という。）、令和元年東日本台風（台風第19号）、令和4年7月12日、令和6年8月7日にそれぞれ記録的短時間大雨情報が相次いで発表された大雨（それぞれ以下、「7.12集中豪雨」、「8.7集中豪雨」という。）等がある。

越辺川については、昭和22年のカスリーン台風による堤防の決壊や、昭和57年の入西地区（北浅羽）での溢水等があった。

特に令和元年東日本台風では、越辺川右岸（川越市平塚新田地先）の堤防が約70mにわたり決壊し、市内東部で大規模な浸水被害が発生したほか、飯盛川の越辺川との合流地点及び葛川の高麗川との合流地点においても内水氾濫による浸水被害が発生した。人的被害として救出人数は250人を超え、市内20か所以上の避難所で3,600人もの避難者が発生した。建物被害でも、床上浸水193戸、床下浸水160戸、大規模半壊1戸、一部損壊13戸と、これまでにない規模の被害となった。

その他の河川流域、特に大谷川では、台風時や集中豪雨時の内水氾濫や排水問題等都市型水害が多発する傾向にある。

【水害被害状況】

水害事例	被災年	家屋被害（世帯）			人的被害（人）	
		床上浸水	床下浸水	流出・全半壊	死者	負傷者
カスリーン台風	昭和22年	300	7	14	5	1
伊勢湾台風	昭和34年	-	-	73	0	9
台風第26号	昭和41年	12	92	263	1	21
8.13集中豪雨	平成11年	134	174	0	0	0
令和元年東日本台風	令和元年	193	160	1	0	5
7.12集中豪雨	令和4年	0	9	0	0	0
8.7集中豪雨	令和6年	0	6	0	1	0

2 土砂災害

本市では、多和目、西坂戸三丁目地内が、平成26年3月に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

【土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域】

告示年月日	名 称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H26. 3. 28	多和目	坂戸市多和目	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 3. 28	西坂戸3丁目	坂戸市西坂戸3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊

3 竜巻等突風

平成27年に台風第18号の影響により突風が起こり、市内住家の屋根瓦が破損するなどの被害を受けている。

また、令和6年7月24日には、ダウンバースト又はガストフロントの可能性が高い突風が起こり、屋根瓦の破損や樹木の倒木などの被害が発生した。

第2 災害の危険性

(1) 水害・土砂災害の危険性

市では、浸水域と浸水深を想定し、水害ハザードマップを作成している。また、市内に2か所の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を有するため、土砂災害の危険性についても土砂災害ハザードマップを作成している。

水害被害は、本市に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風による浸水及び冠水等の被害状況を想定として対策を検討する。あわせて、水害ハザードマップに示す河川の氾濫に対する対策も考慮する。

◇資料

【資料4-1 水害ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ】(p.195)

(2) 竜巻等突風の危険性

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。また、その他の突風の特徴は以下のとおりである。

【その他の突風】

ダウンバースト	積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。
ガストフロント	積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。

第2節 施策の体系

予防・事前対策	応急対策	復旧対策
第1節 自助、共助による防災力の向上		
自助、共助による市民の防災力向上(普及啓発・防災教育)	自助による応急対策の実施	
自主防災組織の育成強化	地域による応急対策の実施	
民間防火組織の育成強化		
水防団の活動体制の充実		
事業所等における防災組織等の整備	事業所による応急対策の実施	
ボランティア等の活動支援体制の整備	ボランティアとの連携	
地区防災計画の策定		
適切な避難行動に関する普及啓発		
第2節 災害に強いまちづくりの推進		
水害予防－治水	公共施設等の応急対策	迅速な災害復旧
水害予防－地盤沈下		
土砂災害予防		
防災都市づくり		
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保		
交通関連施設の安全確保	道路ネットワークの確保	
緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	交通規制	
	交通施設の応急対策	
ライフラインの確保	ライフライン施設の応急対策	ライフライン施設の早期復旧
	発災時のエネルギー供給機能の確保	
第4節 応急対応力の強化		
水防	水防活動	
	土砂災害防止	
応急活動体制の整備	応急活動体制の施行	
防災活動拠点の整備		
消防力の充実強化	消防活動	
救急救助体制の整備	自衛隊災害派遣	
相互応援の体制整備等	応援要請	
	応援の受入れ	
第5節 情報の収集・共有・伝達体制の整備		
情報の収集・共有・伝達体制の整備	特別警報・警報・注意報等の伝達	
気象情報や避難情報の活用周知	市における措置	
	災害情報の収集・共有・伝達	
	異常な現象発見時の通報	
	広聴広報活動	
第6節 医療救護等対策		
医療救護体制の整備	初動医療体制	
防疫対策		防疫活動
	行方不明者又は遺体の取扱い	遺体の埋・火葬
第7節 避難対策		
避難体制の整備	避難の実施	
	避難所の開設・運営	
	広域避難・広域一時滞在	
第8節 災害時の要配慮者対策		
避難行動要支援者の安全対策	避難行動要支援者等の避難支援	
要配慮者全般の安全対策	避難生活における要配慮者支援	
社会福祉施設入所者等の安全対策	社会福祉施設入所者等の安全確保	
	外国人の安全確保	
第9節 物資供給・輸送対策		
飲料水・生活用水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備	飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給	
緊急輸送体制の整備	輸送対策	
第10節 市民生活の早期再建		
罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援
応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行	
動物愛護	被災者総合相談窓口の開設	
文教対策	災害廃棄物等の対策	
	動物愛護	
	応急住宅対策	
	文教対策	
第11節 竜巻等突風対策		
竜巻の発生・対処に関する知識の普及	情報伝達	被害認定の適切な実施
竜巻注意情報等気象情報の普及	救助の適切な実施	被災者支援
被害予防対策	災害廃棄物等の処理	
情報収集・伝達体制の整備	避難所の開設・運営	
適切な対処法の普及	応急住宅対策	
	道路の応急復旧	

第2章 施策ごとの具体的計画

第1節 自助、共助による防災力の向上

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第1節（第2編-7ページ）」を準用する。

第2 具体的取組

<予防・事前対策>

1 自助、共助による市民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）
2 自主防災組織の育成強化
3 民間防火組織の育成強化
4 水防団の活動体制の充実
5 事業所等における防災組織等の整備
6 ボランティア等の活動支援体制の整備
7 地区防災計画の策定
8 適切な避難行動に関する普及啓発

1～7については、「第2編 震災対策編－第2章－第1節－<予防・事前対策>（第2編-8ページ）」を準用する。

ただし、「第2編 震災対策編－第2章－第1節－<予防・事前対策>」中「消防団」とあるのは「水防団」と読み替える。

8 適切な避難行動に関する普及啓発

「第2編 震災対策編－第2章－第1節－<予防・事前対策>－8 適切な避難行動に関する普及啓発（第2編-17ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

（1）取組方針

水害の中でも台風は、ある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

（2）具体的な取組内容

ア 市民向けの普及啓発

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●啓発冊子や出前講座等を通してマイ・タイムラインの作成を市民へ普及啓発し、風水害時の的確な避難行動を促す。	総務部

<応急対策>

1 自助による応急対策の実施
2 地域による応急対策の実施
3 事業所による応急対策の実施
4 ボランティアとの連携

「第2編 震災対策編－第2章－第1節－<応急対策>（第2編-18ページ）」を準用する。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

第1 基本方針

市の河川は、一級河川として越辺川、高麗川、葛川及び飯盛川（一部雨水幹線）があり、準用河川は谷治川がある。これらの河川は、概ね市内を西から東へと流下している。近年の流域における開発及び土地利用の変化は、土地の持つ保水・浸透機能を低下させ都市型水害の発生や危険箇所が拡大する傾向にある。

越辺川については、築堤に併せて「特定緊急事業」の指定による改修が行われた。

また、令和元年東日本台風を契機に「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」が市を含む関係市町、県及び国で連携のもと発足し、多重防御治水と減災対策の推進の取組を進めている。

高麗川については、築堤整備が進められている。河川からの逆流による水害対策として、越辺川と飯盛川の合流部における樋門が平成14年1月に完成し、平成16年度には排水機場が設置された。

その他の河川流域では、台風時や集中豪雨時の内水氾濫や排水問題等都市型水害の対策として越辺川と大谷川の合流部における水門が平成17年度に設置され、平成19年度に排水機場が設置され、令和5年度には排水機の増設がされた。

また、葛川の対策として、高麗川への放水路が平成21年度に完成し、平成22年3月には越辺川との合流部に水門が設置された。

風水害による被害を最小限にするため、治水等の水害予防対策を実施する。また、市民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、災害を予防するための対策について定める。さらに、市街地の避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行う。

第2 具体的取組

<予防・事前対策>

1 水害予防－治水
2 水害予防－地盤沈下
3 土砂災害予防
4 防災都市づくり

1 水害予防－治水

(1) 取組方針

河川の果たす役割は極めて重く、河川事業は本市の振興、開発を支えるものである。県内の気象条件、地勢地質土地利用の変遷等を考慮して、治水のみならず利水環境に対しても積極的に対応し、関係機関との連携を保って有機的かつ効果的に実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 治水対策

(ア) 河川の改修

【行政】

計画内容	担当
●水害発生を防ぐため、県及び国が管理する河川について、河川施設の安全性の向上、河道改修及び堆積土砂掘削等の実施を要請する。	都市整備部

(イ) 水防法に基づく浸水想定区域の指定等

【行政】

計画内容	担当
●洪水浸水想定区域の指定に基づき、想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成する。	総務部

(ウ) 内水対策

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域等に関する情報を示した内水浸水想定区域図を作成し、情報提供を行う。	坂戸、鶴ヶ島 下水道組合
●災害時を想定した、生活排水処理対策を促進する。	坂戸地区衛生 組合 環境産業部

イ 道路橋梁の維持補修

「第2編 震災対策編－第2章－第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－<予防・事前対策>－1－ア 道路の震災予防対策（第2編-36ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

【行政】

計画内容	担当
●アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。 ●渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立化が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。	都市整備部

2 水害予防－地盤沈下

「第2編 震災対策編－第2章－第2節 災害に強いまちづくりの推進－<予防・事前対策>－6 地盤災害の予防（第2編-24ページ）」を準用する。

3 土砂災害予防

（1）取組方針

住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、予防の措置を講ずる。

（2）具体的な取組内容

ア 土砂災害警戒区域等

県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行っている。

市では2か所が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されており、住民への周知をはじめとする安全対策を進めている。

【行政・関係機関】

計画内容	担当
1 土砂災害警戒区域における対策 ●次の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。 ① 土砂災害警戒区域を含む区・自治会、自主防災組織や住民に対し、土砂災害ハザードマップを配布・公表し、土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。 ② 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した訓練を実施する。	総務部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

計画内容	担当
2 土砂災害特別警戒区域における対策 ●土砂災害により著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域は、知事により、市長の意見を聴いた上で、土砂災害特別警戒区域として指定される。 ●土砂災害特別警戒区域内においては、次の措置を講じる。 ① 住宅宅地分譲地、要配慮者利用施設の建築のための開発行為に関する許可 ② 建築基準法に基づく建築物の構造の規制 ※著しい損壊が生じるおそれがある建築物の所有者に対しては、知事により移転等の勧告が行われる。	都市整備部
3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けた場合の対応 ●当該区域ごとに、次に掲げる事項を本計画内に定める。 ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③ 災対法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④ 要配慮者利用施設の名称及び所在地（土砂災害警戒区域内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合） ⑤ 救助に関する事項 ⑥ そのほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項	市防災会議

【市民】

計画内容
●土砂災害警戒区域を含む区・自治会、自主防災組織は、住民に土砂災害ハザードマップを配布し、土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。 ●土砂災害警戒区域内の住民は、土砂災害を想定した避難訓練に参加する。

【企業・事業所】

計画内容
●土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※が、本計画においてその名称及び住所を記載された場合、その施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し避難訓練を実施する。

※令和6年10月時点では、市内に対象施設は存在しない。

イ 盛土による災害の予防対策

「第2編 震災対策編－第2章－第2節 災害に強いまちづくりの推進－＜予防・事前対策＞－7 宅地等の安全対策（第2編-24ページ）」を準用する。

4 防災都市づくり

「第2編 震災対策編－第2章－第2節 災害に強いまちづくりの推進－＜予防・事前対策＞－1 防災都市づくり（第2編-20ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 公共施設等の応急対策

「第2編 震災対策編－第2章－第2節 災害に強いまちづくりの推進－<応急対策>
－1 公共施設等の応急対策（第2編-31ページ）」を準用する。

<復旧対策>

1 迅速な災害復旧

「第2編 震災対策編－第2章－第2節 災害に強いまちづくりの推進－<復旧対策>
－1 迅速な災害復旧（第2編-34ページ）」を準用する。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第3節（第2編-36ページ）」を準用する。

第2 具体的取組

<予防・事前対策>

1 交通関連施設の安全確保
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備
3 ライフラインの確保

「第2編 震災対策編－第2章－第3節－<予防・事前対策>（第2編-36ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 道路ネットワークの確保
2 交通規制
3 交通施設の応急対策
4 ライフライン施設の応急対策
5 発災時のエネルギー供給機能の確保

「第2編 震災対策編－第2章－第3節－<応急対策>（第2編-42ページ）」を準用する。

<復旧対策>

1 ライフライン施設の早期復旧

「第2編 震災対策編－第2章－第3節－<復旧対策>（第2編-48ページ）」を準用する。

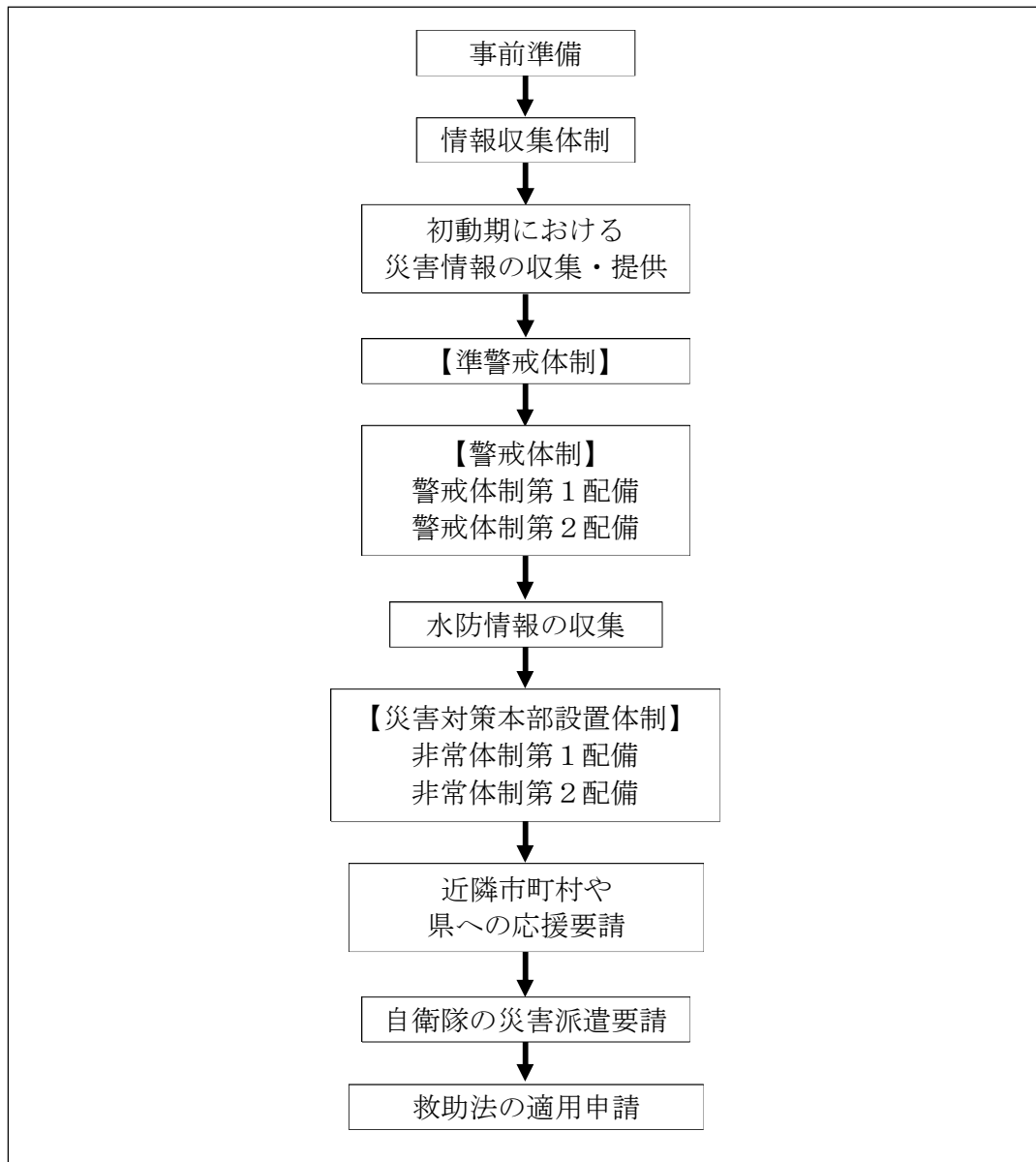
第4節 応急対応力の強化

第1 基本方針

風水害が発生した場合は、被災者の救助、保護及び生活の支援を迅速に行うために、被害の状況に応じ災害対策本部を設置し、市民、企業・事業所及び関係機関と連携を図り、それぞれの機能を十分に発揮して応急対策活動を行う。

風水害では、予想される災害の規模等の状況により異なるが、概ね次の流れに準じて初動対応を行う。

【初動対応からの流れ】



第2 具体的取組

<予防・事前対策>

1 水防
2 応急活動体制の整備
3 防災活動拠点の整備
4 消防力の充実強化
5 救急救助体制の整備
6 相互応援の体制整備等

1 水防

(1) 取組方針

水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について計画する。

ただし、災対法に基づく市災害対策本部が設置されたときは、水防本部は同本部に移行する。

(2) 具体的な取組内容

ア 配備体制

台風や熱帯低気圧、前線等の影響により風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の配備基準に基づき職員配備を決定する。

【風水害時の配備基準】

配 備 体 制		配 備 基 準
事前準備		台風や集中豪雨等により、大雨のおそれがある場合 (土のう作成・運搬車両への積込み、水害常襲地に設置)
警戒体制	情報収集体制	・災害が発生又は発生が予測される場合（台風直撃予報、線状降水帯直撃予報、大雨警報発表、洪水注意報発表等）
	準警戒体制	・「大雨警報」・「洪水注意報」のいずれかが発令・発表され、かつ、「記録的短時間大雨情報」・「線状降水帯発生情報」のいずれかが発表又は発表される可能性が高い場合 ・市として市民等への対応（問合せ対応や自主避難所の開設等）が必要となる場合 ・水位観測所※において水防団待機水位に到達した場合
	警戒体制 第1配備	・大規模災害の発生が予測される場合（大型かつ強い勢力以上の台風直撃等） ・水位観測所※において氾濫注意水位に到達した場合 ・洪水警報が発表された場合等、市として独自に情報収集、連絡を行う必要がある場合
	警戒体制 第2配備	・水位観測所※において避難判断水位に到達した場合 ・軽微な被害が発生し、応急的な対応、被害状況を把握し、非常体制に向けた取組が必要な場合
災害対策本部設置体制	非常体制 第1配備	・水位観測所※において氾濫危険水位に到達した場合又は到達するおそれがある場合 ・水害が発生しやすい地域で被害が発生し、拡大のおそれがある場合 ・相当規模の災害の発生が予想される場合 ・県内に気象等に関する特別警報が発表された場合
	非常体制 第2配備 (全庁体制)	・水位観測所※において堤防天端に水位が到達するおそれがある場合 ・水害が発生しやすい地域に加え、他の地域に被害が拡大し、避難指示等の対応が必要な場合（8.13集中豪雨又は令和元年東日本台風並の状況）

※水位観測所・・・小ヶ谷・菅間水位観測所（入間川）、八幡橋水位観測所（小畔川）、入西・高坂橋・天神橋水位観測所（越辺川）、野本水位観測所（都幾川）若しくは坂戸水位観測所（高麗川）（以下同じ。また、各水位観測所には、それぞれの受け持ち区間がある。）

イ 河川水位と配備体制

越辺川と高麗川の観測所における水位と配備体制の関係は、下表のとおりである。

【河川水位と配備体制】

河川名	気象・水象				荒川上流河川事務所からの情報 洪:洪水予報 水:水防警報	市の対応
	越辺川			高麗川		
水位観測所	入西	高坂橋	天神橋	坂戸		
水位(m)	2.0	3.0	1.5	1.0	水:待機・準備 →消防組合・水防団に連絡	防災体制を構築する(情報収集体制) ●上流域を含む防災気象情報等を監視し、水位を把握する。 ●庁内災害対策連絡会議を開催し、今後の方針を決定する。
	●水防団待機水位に到達した場合					
水位(m)	3.0	3.5	2.1	1.5	洪:氾濫注意情報 水:出動 →消防組合・水防団に連絡	防災体制を強化する(警戒体制第1配備) ●高齢者等避難の発令を判断できる体制をとる。 ●避難所開設の準備を指示する。
	●氾濫注意水位に到達した場合					
水位(m)	3.0	4.1	2.5	2.8	洪:氾濫警戒情報 水:(状況判断) →消防組合・水防団に連絡	防災体制を更に強化する(警戒体制第2配備) ●市長又は副市長が登庁し、高齢者等避難を発令できる体制をとる。 ●水位等の監視体制を強化する。 ●高齢者等避難を発令する。 ●避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに高齢者等避難の発令の判断を行う。
	●避難判断水位に到達した場合					
水位(m)	3.2	4.6	2.9	3.4	洪:氾濫危険情報 水:(状況判断) →消防組合・水防団に連絡	防災体制を更に強化する(非常体制第1配備) ●避難指示を発令する。 ●必要に応じ、ホットライン等により荒川上流河川事務所へ対象地域を確認する。 ●災害対策本部設置体制に入る。
	●氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合					
水位(m)	4.1	6.0	4.3	5.2	洪:氾濫危険情報 水:(状況判断) →消防組合・水防団に連絡	防災体制を更に強化する(非常体制第2配備) ●全職員体制に入る。
	●堤防天端に水位が到達するおそれがある場合					
	●氾濫が発生した場合				洪:氾濫発生情報 水:(状況判断) →消防組合・水防団に連絡	●住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知する。 ●水防団からの報告等により堤防の決壊等をいち早く覚知した場合には、荒川上流河川事務所、県、西入間警察署等の関係機関に通知する。できる限り被害が拡大しないように努める。 ●必要に応じ県へ自衛隊の派遣を要請する。

ウ 動員体制

風水害時における職員の動員は、次のとおりとする。

【就業時間内外における職員の動員】

時 間	方 法
就業時間内	庁内災害対策連絡会議により方針を決定し、各部の動員は部長から各所属長へ行う。
就業時間外	あらかじめ定められた職員連絡系統（緊急連絡網）に基づき職員参集メール等により行う。

エ 水防体制

【行政】

計画内容	担当
● 台風、豪雨により河川が増水し、水防警報が発せられたとき、又は河川の水防団待機水位を越え、なお上昇を続け、水防上必要があると認めるときは、水防管理者（市長）は、坂戸・鶴ヶ島消防組合及び坂戸市水防団に出動又は出動準備を要請する。 ● 出動要請の概ねの基準は、以下のとおりである。 ① 水防警報が発せられ、水防団員の出動を要すると認めるとき。 ② 知事からの出動指示があったとき。 ③ 河川の氾濫注意水位を超え、更に上昇のおそれがあるとき。 ④ その他必要と認めるとき。	総務部 都市整備部

2 応急活動体制の整備 ～ 6 相互応援の体制整備等

「第2編 震災対策編－第2章－第4節－<予防・事前対策>（第2編-51ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 水防活動
2 土砂災害防止
3 応急活動体制の施行
4 消防活動
5 自衛隊災害派遣
6 応援要請
7 応援の受入れ

1 水防活動

(1) 取組方針

台風及び集中豪雨等による家屋の浸水及び損壊並びに道路又は田畑の冠水等による損壊又は流失を警戒し、及び防御し、被害を軽減するために、水防区域の監視及び警戒並びに水防作業を実施する。

水防活動は、坂戸市水防計画に基づき実施する。

警戒体制においては、市は、水防団が実施する水防活動に協力するとともに、関係機関からの情報収集に努め、風水害の状況に応じて、市民に対し高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令し、避難誘導等により、被害を最小限にとどめる活動を行う。

水害常襲地の被害の発生や堤防の決壊等による被害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、被害を最小限にとどめる活動を行うとともに、被災者の生活を支援する。

(2) 具体的な取組内容

ア 水防活動

(ア) 監視、警戒活動

【行政・関係機関】

計画内容	担当
1 常時監視 ●水防管理者（市長）は、市職員に随時市内河川の堤防・河川敷等の現況を巡視させ、水防上危険であると認める箇所があるときには、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求める。 2 警戒体制 ●水防管理者は、水防法第17条により水防上必要があると認めるときは、水防団及び坂戸・鶴ヶ島消防組合を出動させる。	総務部 都市整備部 坂戸市水防団 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

計画内容	担当
●水防管理者は、水防団に出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び飯能県土整備事務所に報告するとともに、水防活動を開始する。	総務部 都市整備部 坂戸市水防団 坂戸・鶴ヶ島 消防組合
3 警察への協力要請 ●水防管理者は、水防のために必要があると認めるときは、西入間警察署に対して警察官の出動を求める。	

【市民】

計画内容
●水害の発生に備え市からの情報に注意を図る。 ●土のうの運搬や宅地への土のうの設置等、市民でも可能な対策に取り組む。 ●行政が実施する水防活動に協力する。

(イ) 資器材の備蓄および水防措置の実施

台風や熱帯低気圧、前線等の影響による大雨のおそれがある場合に、総務部長と都市整備部長が協議し決定する。

【行政】

計画内容	担当
●土のう運搬車両、砂の準備を行う。 ●必要に応じ、排水ポンプ車の出動及び土のう等の設置を行う。	総務部 現地対応班
●土のうを作製し、運搬車両への積込みを行う。 ●過去の台風等で土のう設置の要請があった場所へ土のうを運搬・設置する。	
●陸閘※の閉鎖用資材（堰板・支柱）の運搬及び閉鎖作業の準備を行う。（陸閘は閉鎖基準に基づき閉鎖を行うが、閉鎖が必要と判断される場合は、速やかに閉鎖を行う。） ●陸閘の閉鎖前の避難について、堤内地の居住者・企業等及び防災関係機関に周知する。特に、陸閘閉鎖による車両通行制限について留意する。	都市整備部

※堤防を切って設けられた、河川側への出入り口を閉鎖する門のこと。洪水の時には陸閘が閉められ堤防としての役割を果たす。

(ウ) 情報連絡

災害が発生又は発生が予測される場合（台風直撃予報、線状降水帯直撃予報、大雨警報発表、洪水注意報発表等）又は水位観測所において水防団待機水位に到達した場合に、総務部長と都市整備部長が協議し決定する。

【行政】

職員は、坂戸市業務継続・職員行動マニュアルに基づき活動する。

計画内容	担当
1 関係機関からの情報収集・伝達 ●国土交通省や気象庁等の防災気象情報等を活用し、雨量等の気象情報及び河川水位の必要な情報を収集する。	総務部 都市整備部
2 庁内災害対策連絡会議の開催 ●庁内災害対策連絡会議を開催し、今後の方針を決定する。	総務部
3 市内の状況を把握 ●区・自治会長との連絡、情報把握 ●市民の電話応対・情報受付 ●被害情報の収集・整理 ●気象情報等の把握と情報提供 ●台風情報等の防災情報掲示板への掲示 ●バス交通の状況把握	市民部

(エ) 準警戒体制の活動

急な線状降水帯の発生や集中豪雨の影響により、「大雨警報」・「洪水注意報」のいずれかが発令・発表され、かつ、「記録的短時間大雨情報」・「線状降水帯発生情報」のいずれかが発表又は発表される可能性が高く、急激なスピードで災害が発生又は発生が予測される場合で、市として市民等への対応（問合せ対応や自主避難所の開放等）が必要となる場合は、総務部長と都市整備部長が協議し決定する。

【行政】

職員は、坂戸市業務継続・職員行動マニュアルに基づき活動する。

計画内容	担当
1 関係機関からの情報収集・伝達及び市内の状況把握 ●気象・降雨情報の把握・伝達（熊谷地方気象台等） ●坂戸・鶴ヶ島消防組合との連携 ●水防団待機要請 ●市民からの電話応対 ●各課からの情報の整理 ●関係機関との連絡調整 ●副市長、部長の判断資料の作成	総務部
●管理施設等の被害状況確認及びその対応 ●庁用自動車の配備及び鍵の管理 ●ホームページ、SNS、防災アプリ等での情報発信 ●防災関連システム※の補助 ●通信障害対応	総合政策部

計画内容	担当
※防災関連システム…職員参集システム、防災情報システム、災害オペレーション支援システム等（以下同じ。）	総合政策部
●各地域交流センターとの連絡調整及び取りまとめ、防災安全課に報告 ●区・自治会長等への連絡、情報把握 ●市民バスの運行に対する対応 ●公共交通機関の運行状況把握	市民部
2 職員活動体制の整備・支援 ●参集した職員の把握 ●職員の健康管理、非常食の配布	総務部
3 市内の現状把握、通行止め等の対策の実施 ●パトロール班を編成し、道路・河川の状況把握・通行止め等の実施 ●飯盛川排水機場にて待機及び監視 ●河川水位の把握、資料作成 ●荒川上流河川事務所、飯能県土整備事務所との連絡調整 ※都市整備部長の指示により、状況に応じて警戒体制第1又は第2配備の体制及び人数で活動することもある。	都市整備部
4 土のう、資機材の運搬、被災地での土のう積み ●庁用自動車の配備及び鍵の管理 ●土のうの被災地への運搬 ●被災地での土のう積みの支援 ●被害状況及び活動状況を防災安全課に報告 ●必要に応じ、排水ポンプ車の出動及び水のうの設置を行う。	現地対応班
5 自主避難所の開設 ●施設の状況把握 ●施設が営業時間内の場合は、利用者の安全確保 ●市民の受け入れスペースを確保し、自主避難所を開設 ※自主避難所では、基本的に備蓄品等の配布は行わないが、状況により防災安全課の許可があった場合は備蓄品の配布を行う。 ●施設の被害状況や一時避難の受け入れ人数等を市民生活課に報告	地域交流センター職員及び指定職員

（オ）警戒体制第1配備の活動

大規模災害の発生が予測される場合（大型かつ強い勢力以上の台風直撃等）又は水位観測所において氾濫注意水位に到達した場合に、総務部長と都市整備部長が協議し決定する。

【行政】

職員は、坂戸市業務継続・職員行動マニュアルに基づき活動する。

計画内容	担当
1 関係機関からの情報収集・伝達及び市内の状況把握 ●気象・降雨情報の把握・伝達（県災害対策課等） ●水防警報の受理・伝達 ●坂戸・鶴ヶ島消防組合との連携 ●水防団への待機要請 ●市民からの電話応対 ●各課・班からの情報の整理 ●関係機関との連絡調整 ●副市長、部長の判断資料の作成 ●庁内災害対策連絡会議等への気象情報提供	総務部 都市整備部
●管理施設等の被害状況確認及びその対応 ●庁用自動車の配備及び鍵の管理 ●ホームページ、SNS、防災アプリ等での情報発信 ●防災関連システムの補助 ●通信障害対応	総合政策部
●区・自治会長等への連絡、情報把握 ●バス交通の状況把握	市民部
2 職員活動体制の整備・支援 ●参集した職員の把握 ●職員の健康管理、非常食の配布	総務部
3 市内の現状把握、通行止め等の対策の実施 ●パトロール班を編成し、道路・河川の状況把握・通行止め等の実施 ●飯盛川排水機場にて待機及び監視 ●河川水位の把握、資料作成 ●荒川上流河川事務所、飯能県土整備事務所との連絡調整 ※都市整備部長の指示により、状況に応じて警戒体制第2配備の体制及び人数で活動することもある。	都市整備部
4 水害常襲地の宅地、家屋及び土地区画整理区域の状況把握 ●パトロール班を編成し、水害常襲地の宅地や家屋の状況や土砂災害警戒区域（多和目・西坂戸）の状況を把握 ●災害情報カードを作成し、各班から防災安全課に報告	総務部
5 水害常襲地の農地、事業所・工場等の状況把握 ●パトロール班を編成し、水害常襲地の田畑の状況を把握 ●田畑冠水・被害一覧表及び浸水区域図を作成し、所属長から防災安全課に報告 ●パトロール班を編成し、水害常襲地の事業所工場の状況を把握	環境産業部

計画内容	担当
●災害情報カードを作成し、所属長から防災安全課に報告	環境産業部
6 土のう、資機材の運搬、被災地での土のう積み ●庁用自動車の配備及び鍵の管理 ●土のうの被災地への運搬 ●被災地での土のう積みの支援 ●被害状況及び活動状況を防災安全課に報告 ●必要に応じ、排水ポンプ車の出動及び水のうの設置を行う。	現地対応班

(カ) 警戒体制第2配備の活動

水位観測所において避難判断水位に到達した場合、又は軽微な被害が発生した場合に、総務部長と都市整備部長が副市長の指示を受けて決定する。

【行政・関係機関】（警戒体制第1配備から変更し、又は追加する事項）

職員は、坂戸市業務継続・職員行動マニュアルに基づき活動する。

計画内容	担当
1 関係機関からの情報及び市内の状況把握 ●坂戸・鶴ヶ島消防組合との連携 ●水防団への出動要請 ●住民の避難（避難情報）の発表に係る検討 ●避難所開設に係る検討	総務部 都市整備部
●避難行動要支援者名簿及び避難行動被支援希望者登録台帳の確認	福祉部
2 各公共施設の被害状況の把握 ●各施設の被害状況を把握する。	各施設所管課
3 地域防災拠点及び避難所開設準備 ●河川の水位が「避難判断水位」を超え、更に上昇するおそれがある場合は、総務部長が指定する避難場所である地域防災拠点及び避難所は、住民が避難できる体制を整え、非常体制の「地域防災拠点班」へ移行できる準備を行う。なお、河川の水位に関係なく自主避難者が発生した場合は、直ちに地域防災拠点を避難所として開設し避難者の対応に当たる。	総務部長が指定する地域防災拠点及び避難所
●各避難所における開設状況や避難者数の把握	避難所担当

(キ) 非常体制第1・第2配備の活動

水害常襲地において被害が発生し、拡大のおそれがある場合又は発生のおそれがある場合、庁内災害対策連絡会議で協議し、市長が災害対策本部の設置を決定する。非常体制第1配備は、活動に必要な要員を配備し、非常体制第2配備は、職員全員を配備する。

【行政・関係機関】

職員は、坂戸市業務継続・職員行動マニュアルに基づき活動する。

計画内容	担当
1 災害対策本部における活動方針の決定 ●坂戸市水防計画に基づく水防活動の実施 ●被害状況に応じた対策の検討・決定 ●関係機関との連携の検討・決定 ●避難、誘導方針の検討、決定	災害対策本部 (水防本部)
2 水防本部の設置と水防団との連携 ●水防団との連携	水防本部
3 職員活動体制の整備・支援 ●提出された報告書により、参集した職員の把握 ●職員の健康管理、非常食の配布	職員班
4 市内の現況把握 (1) 道路・河川被害 ●パトロール班を編成し、道路・河川の状況把握・通行止め等の実施 ●飯盛川排水機場において待機及び監視 ●河川水位の把握、資料作成 ●荒川上流河川事務所、飯能県土整備事務所との連絡調整 ●閉鎖基準に基づき陸閘を閉鎖する。	土木班
(2) 産業被害 ●パトロール班を編成し、水害常襲地の田畑や事業所、工場の被害状況を把握	被害調査班 (産業)
(3) 住宅被害 ●パトロール班を編成し、水害常襲地の宅地や家屋の被害状況や土砂災害警戒区域（多和目・西坂戸）の状況を把握 ●避難情報が発令された場合、警察・消防と協力して担当区域の住民の避難誘導	被害調査班 (住宅)
(4) 災害救助艇による救助の実施 ●逃げ遅れた住民が発生した場合、災害救助艇による救助の実施	現地対応班 坂戸・鶴ヶ島 消防組合
5 被災地、各班の応援体制の強化 ●庁内の車両の配備 ●物資の輸送 ●「第2編 震災対策編－第2章－第10節－<応急対策>－2 緊急輸送（第2編-150ページ）」を準用	輸送班
●補充土のうの作製、被災地への運搬 ●被災地での土のう積み、活動の支援	現地対応班

計画内容	担当
●統括班の指示により、各班の支援 ●議員への対応	支援班

イ 決壊時の処置

(ア) 決壊時の処置

水防活動は坂戸市水防計画に基づき実施する。

【行政・関係機関】

計画内容	担当
1 通報 ●水防管理者又は坂戸・鶴ヶ島消防組合消防長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を荒川上流河川事務所長（国土交通省直轄管理区間の場合）、飯能県土整備事務所長及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報する。	水防管理者 坂戸・鶴ヶ島消防組合
2 警察官の出動要請 ●堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者は、西入間警察署長に対して警察官の出動を要請する。	水防管理者
3 居住者等の水防義務 ●水防管理者又は坂戸・鶴ヶ島消防組合消防長は、必要があるときは、その区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。 ●該当地区の自主防災組織代表者と連絡を取り、情報を把握する。	水防管理者 坂戸・鶴ヶ島消防組合 統括班

(イ) 避難のための立退き

【行政・関係機関】

計画内容	担当
1 立退き ●知事は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めるときは、立退きを指示する。	県知事
2 立退き予定地等の住民への周知 ●立退き予定地、経路及び可能な処置を設定し、あらかじめ住民に周知徹底させる。	水防管理者 坂戸・鶴ヶ島消防組合
3 立退きの通知 ●水防管理者が立退き指示をする場合は、直ちに知事及び西入間警察署長に通知する。	水防管理者

(ウ) 水防解除

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防解除を命ずるとともに、一般住民に周知し、知事に対して報告を行う。	水防管理者

2 土砂災害防止

(1) 取組方針

市では、2か所の急傾斜地崩壊危険箇所が、平成26年3月に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されたことから、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を基に、住民の安全な避難誘導を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報

(ア) 土砂災害警戒情報の発表

…【警戒レベル4に相当】

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長による避難情報の発令判断、防災活動及び住民への自主避難の判断等に利用することを目的として、熊谷地方気象台と県によって市へ通知・連絡される。

① 発表基準

- ・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が発表基準に達した場合

② 解除基準

- ・降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

(イ) 土砂災害緊急情報の提供

国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

(ウ) 情報の収集・伝達

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集及び伝達を行う。	総合政策部 総務部 都市整備部

計画内容	担当
●土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示及び伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される区域の住民に対しては、戸別伝達に努める。 ●土砂災害警戒等区域を含む自治会長や要配慮者利用施設の管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、把握している時間雨量と累加雨量等の情報を、電話、FAX等により伝達する。 ●提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報等適時適切なタイミングで情報提供を行う。 ●避難支援等関係者は、避難行動要配慮者に情報を伝達し、安否確認を行う。	総合政策部 総務部 都市整備部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合 坂戸市水防団 西入間警察署

【市民】

計画内容
●避難支援等関係者は、避難行動要配慮者に情報を伝達し、安否確認を行う。

(エ) 避難指示等の発令

【行政】

計画内容	担当
●周辺の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。	総務部

(オ) 避難誘導

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ適切な行動をとり、避難するよう具体的な指示を行う。 ●要配慮者は、自主防災組織、近隣住民の協力を得て、迅速かつ適切な避難に努める。 ●避難行動被支援希望者登録台帳の登録者は、個別支援計画に基づき地域支援者、安否確認協力者による避難誘導を依頼する。 ●避難支援等関係者は、避難情報を把握し、個別支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難誘導を行う。	総務部 福祉部 坂戸市水防団 坂戸・鶴ヶ島 消防組合 西入間警察署

【市民】

計画内容
●避難支援等関係者は、避難情報を把握し、個別支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難誘導を行う。

(カ) 二次災害の防止

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面、周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視を実施する。 ●安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の住民の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等を実施する。 ●降雨継続時における崩壊危険箇所については、その周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等安全に留意した再崩壊防止措置を実施する。 ●人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から順次に県へ連絡する。 ●発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止及び軽減を図るため、土砂災害危険箇所（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民及び関係機関に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。 ●気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報や、安否情報、ライフライン、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者に役立つ情報等を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した情報の伝達を行う。	総務部 こども健康部 福祉部 都市整備部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合 坂戸市水防団

3 応急活動体制の施行 ～ 7 応援の受入れ

「第2編 震災対策編－第2章－第4節－<応急対策>（第2編-60ページ）」を準用する。

第5節 情報の収集・共有・伝達体制の整備

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第5節（第2編-75ページ）」を準用する。

第2 具体的取組

<予防・事前対策>

1 情報の収集・共有・伝達体制の整備

2 気象情報や避難情報の活用の周知

1 情報の収集・共有・伝達体制の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第5節－<予防・事前対策>－1 情報の収集・共有・伝達体制の整備（第2編-76ページ）」を準用する。

2 気象情報や避難情報の活用の周知

（1）取組方針

早期の住民避難を促すため、避難の判断に必要な気象情報等の取得方法を周知し、住民の防災意識向上を図る。

（2）具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●気象情報や土砂災害警戒情報など災害から身を守るための情報の取得方法を住民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。	総務部

<応急対策>

1 特別警報・警報・注意報等の伝達
2 市における措置
3 災害情報の収集・共有・伝達
4 異常な現象発見時の通報
5 広聴広報活動

1 特別警報・警報・注意報等の伝達

(1) 取組方針

特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準の周知に努めるとともに、伝達方法を定め、迅速かつ正確に伝達する。

(2) 具体的な取組内容

ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

(ア) 特別警報・警報・注意報等の種類と概要

【特別警報・警報・注意報の種類の概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
警 報	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

【その他各種気象情報】

種 類	概 要
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
その他の気象情報	台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

(イ) 警報・注意報の発表基準

【警報・注意報発表基準一覧表（熊谷地方気象台）】

坂戸市	府県予報区		埼玉県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		南西部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	25
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	154
	洪水		流域雨量指数基準	大谷川流域=12.9, 飯盛川流域=9.7, 葛川流域=8.8
			複合基準※ ¹	飯盛川流域= (8, 8.7) , 葛川流域= (14, 6.5) , 越辺川流域= (18, 38.3) , 高麗川流域= (12, 17.8)
			指定河川洪水予報による基準	越辺川・都幾川・高麗川 [入西・高坂橋・天神橋・野本・坂戸] , 入間川・小畔川 [小ヶ谷・菅間・八幡橋] , 荒川 [熊谷]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	100
	洪水		流域雨量指数基準	大谷川流域=10.3, 飯盛川流域=7.7, 葛川流域=5.8
			複合基準※ ¹	大谷川流域= (5, 10.3) , 飯盛川流域= (5, 7.7) , 葛川流域= (5, 5.8) , 越辺川流域= (5, 34.5) , 高麗川流域= (8, 12.6)
			指定河川洪水予報による基準	越辺川・都幾川・高麗川 [入西・高坂橋・天神橋・坂戸]
	強風		平均風速	11m/s
	風雪		平均風速	11m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm
	雷		落雷等で被害が予想される場合	
	融雪		※ ³	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最少湿度25% 実効湿度55%	
	なだれ		※ ³	
	低温		夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温- 6℃以下※ ²	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
着氷・着雪		著しい着氷(雪)で被害が予想される場合		
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合	

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

※2 冬期の気温は熊谷地方気象台の値

※3 現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄は空白でそれぞれ示している。

(「熊谷地方気象台及び気象庁ホームページ」より作成)

※なお、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難情報等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発表することがあるので留意する。

(ウ) キキクル（警報の危険度分布）

気象庁は、警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで「指数」の予測値が警報・注意報の基準に到達すると予想されているのかが一目で分かる危険度分布の提供をしている。

【大雨警報・洪水警報の危険度分布等】

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種 類	概 要
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

イ 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

（ア）水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

あらかじめ指定した河川の洪水予報のうち国が管理する河川の洪水予報は、水防法第10条第2項及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が共同して行う。市では越辺川、高麗川、入間川、小畔川及び都幾川が該当する。

国が管理する河川の水防警報は、水防法第16条第1項により国土交通大臣が実施することとされている。洪水予報が行われるときはその予報に基づき、予報が行われないか又は予報を待ついとまがないときは、自らの判断により、予防を行う必要がある旨を警告して行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものであり、市では、越辺川と高麗川が該当する。

【洪水予報を行う河川と水位基準】

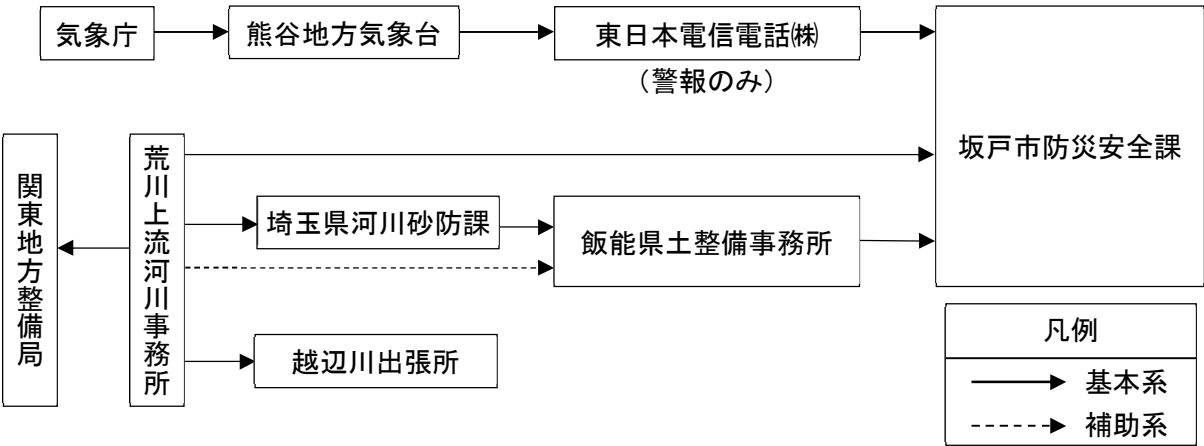
河川名		水位観測所名	水位（m）			
			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
市内	越辺川	入西	2.0	3.0	3.0	3.2
		高坂橋	3.0	3.5	4.1	4.6
		天神橋	1.5	2.1	2.5	2.9
	高麗川	坂戸	1.0	1.5	2.8	3.4
市外	荒川	治水橋	7.0	7.5	12.8	13.3
	入間川	菅間	7.0	8.0	11.5	12.0
		小ヶ谷	2.0	2.5	2.9	3.3
	小畔川	八幡橋	3.0	3.5	3.6	4.2
	都幾川	野本	2.0	3.5	4.5	5.0
市外※ (参考)	入間川	新富士見橋	48.4	49.1	49.23	49.69

※市外でも市に影響があると考えられる河川については、市外水位観測所についても参考として記載している。また、水位基準の設定はない近隣の水位観測所についても判断の参考とする。

【洪水予報の種類、水位の名称及び行動目安】

警戒レベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市及び住民に求められる行動
警戒レベル 1	(発表なし)	水防団待機水位	市：水防団の活動準備開始
警戒レベル 2	氾濫注意情報 [洪水注意報]	氾濫注意水位	市：水防団出動 (高齢者等避難の発令検討) 住民：洪水に関する情報に注意
警戒レベル 3	氾濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市：高齢者等避難の発令 住民：避難に時間のかかる者は危険な場所 から避難を開始
警戒レベル 4	氾濫危険情報 [洪水警報]	氾濫危険水位	市：避難指示の発令 住民：危険な場所から全員退避（立退き避難 又は屋内安全確保）
警戒レベル 5	氾濫発生情報 [洪水警報]	(氾濫発生)	市：緊急安全確保の発令、逃げ遅れた住 民の救助等、新たに氾濫が及ぶ区域 の住民の避難誘導 住民：直ちに安全確保

【洪水予報伝達系統図】



（イ）水防法に基づく水防警報

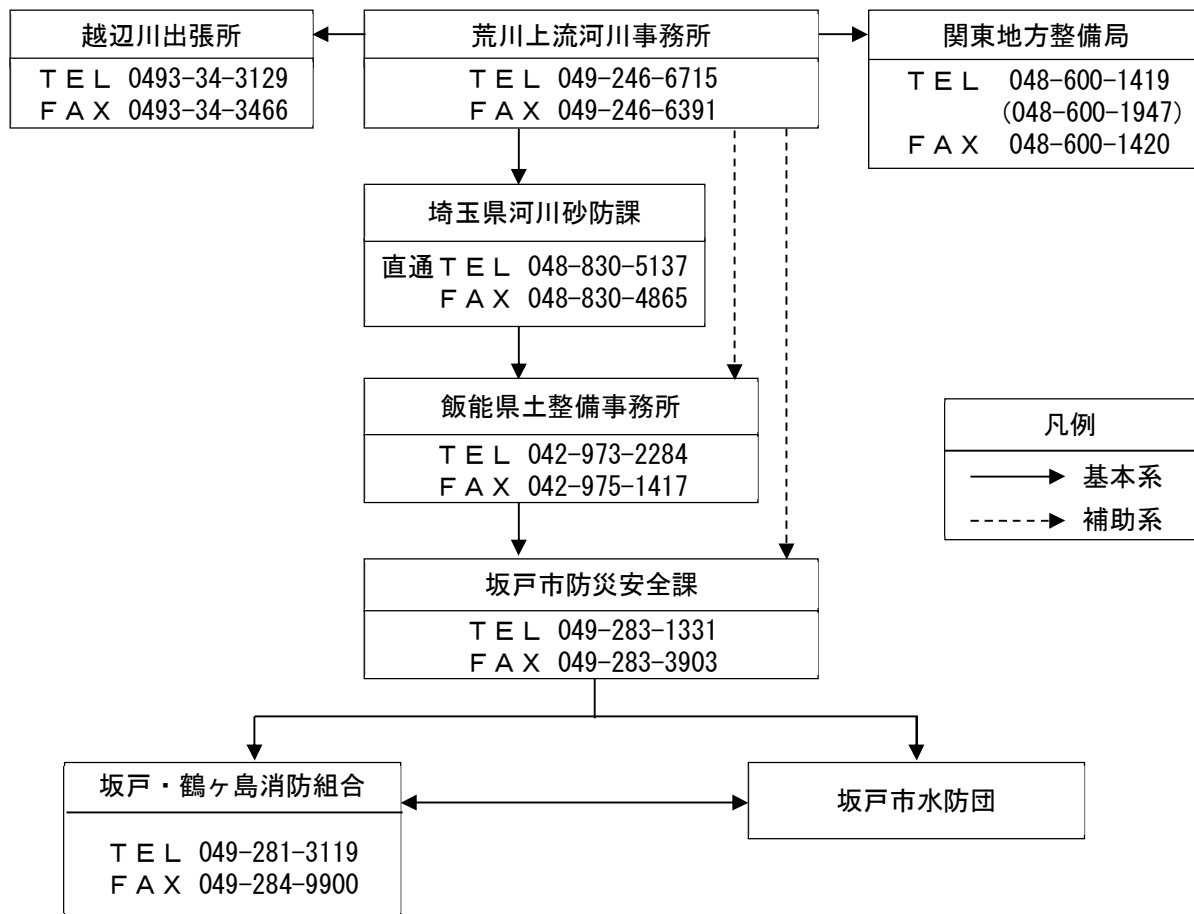
水防警報は、あらかじめ指定された河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行うものであり、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

【水防警報の種類と発表基準】

種 類	内 容	発表基準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報（洪水注意報）等により、又は、水位、流量とその他河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指 示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩れ・亀裂等の河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報（洪水警報）等により、又は、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

【水防警報伝達系統図】



ウ 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

「第4節 応急対応力の強化－<応急対策>－2－ア－（ア）土砂災害警戒情報の発表（第3編-26ページ）」を参照。

なお、伝達系統は、「カ 気象警報等の伝達」伝達系統図による。

エ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

「第4節 応急対応力の強化－<応急対策>－2－ア－（イ）土砂災害緊急情報の提供（第3編-26ページ）」を参照。

オ 火災気象通報

消防法第22条の規定により火災気象通報が气象台より、県を通じて市及び消防本部に伝達される。

【通報実施基準】

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む。）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

市長は、この通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発表する。

カ 気象警報等の伝達

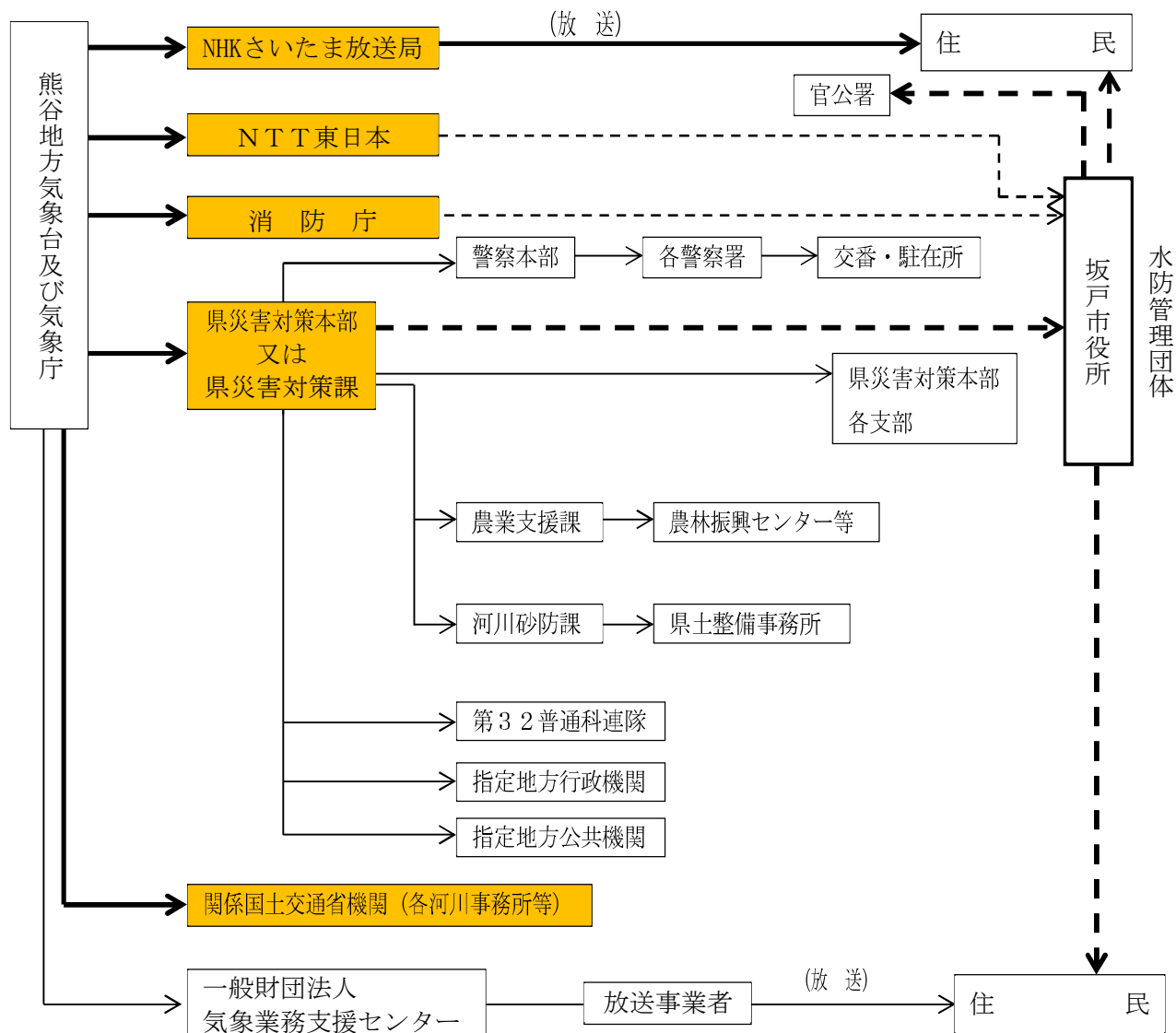
【行政】

計画内容	担当
●気象情報及び水防情報を市民及び関係機関に速やかに伝達する。 ●水防法第15条の規定に基づき浸水想定区域内にある要配慮者利用施設には、洪水予報河川で発令された情報を電話、FAX等で速やかに伝達する。 ●勤務時間外においても気象警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、当直者の配置や各課担当者への連絡先の共有等を行う。 ●通行規制予告は、降雨予測等から広域的に範囲を想定し、できる限り早めに発表を行うものとする。情報発信の際は規制日時、う回経路等も示す。	総合政策部 総務部 関連施設担当課

◇資料

【資料3－15 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設】（p.182）

【伝達系統図】



凡例

- 気象業務法による伝達又は周知経路（義務）
- - - 気象業務法による伝達又は周知経路（努力義務）
- - - うち、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられる伝達経路
- 地域防災計画、行政協定等による伝達経路
- 気象業務法施行令第8条第1号、第3号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

2 市における措置

(1) 取組方針

気象警報等が適切に伝達され、被害の未然防止がなされるよう対応する。

(2) 具体的な取組内容

ア 気象警報等の伝達

【行政】

計画内容	担当
●市長は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。（災対法第56条） ●特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線等により住民へ周知するなどの対応をとる。	総務部

3 災害情報の収集・共有・伝達

(1) 取組方針

適切な応急対策を実施するために、災害の情報を的確に把握し、分析するとともに、市民に多様な方法で伝達する。

「第2編 震災対策編－第2章－第5節－<応急対策>－1 災害情報の収集・共有・伝達（第2編-79ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

(2) 具体的な取組内容

ア 風水害時に収集すべき情報

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●風水害時に市及び防災関係機関が収集・伝達すべき情報は、次のとおりである。 ① 雨量等の気象情報及び河川情報 ② 地域の災害危険状況 ③ 住民の避難状況 ④ 発災状況・被害状況・ライフラインの被害状況 ⑤ 復旧に関する情報 ●これらの情報は、風水害の警戒段階（情報収集体制・準警戒体制・警戒体制第1配備）、発災段階（警戒体制第2配備）、被害拡大段階（非常体制第1・第2配備）、復旧段階の各段階に応じて適宜収集・伝達する必要がある、市及び消防組合が収集すべき情報は、次ページの表のとおりである。	総合政策部 総務部 市民部 都市整備部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

計画内容	担当
●避難情報発令の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。	総合政策部 総務部 市民部 都市整備部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

【警戒段階で収集する情報】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
水防情報	①河川の水位等 河川水位・流量等の時間変化 ②内水の状況	随時	●市・消防組合の調査員 ●市民、自主防災組織等 ●市気象観測・河川監視システム	●災害オペレーション支援システム ●電話 ●テレビ、ラジオ ●県防災行政無線 ●市防災行政無線 ●消防無線 ●市防災アプリ ●SNS ●さろんメール ●インターネット等
雨量等の気象情報の収集	①予警報の内容 予想される降雨及び災害の程度 ②降雨量 ●先行雨量 ●他区域の降雨状況 ●時間雨量の変化	発表後即時 毎時（随時）	●熊谷地方気象台 ●気象庁（アメダス、雨量レーダー） ●市気象観測・河川監視システム ●雨量計	
地域の災害情報の収集	●河川周辺及び水害が発生しやすい地域における発災状況 ●河川の氾濫（越水、決壊）の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	●市・消防組合の調査員 ●市民、自主防災組織等	●電話 ●市防災行政無線 ●消防無線 ●市防災アプリ ●SNS ●さろんメール ●インターネット等
住民の避難状況	①警報段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所名等） ②自主避難実施状況	避難所収容の後	●避難所施設管理者 ●市職員 ●消防組合、警察 ●住民、自主防災組織等	

【発災段階で収集する情報】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
雨量等の 気象情報 の 収 集	①予警報の内容 予想される降雨及び災害の程度 ②降雨量 ●先行雨量 ●他区域の降雨状況 ●時間雨量の変化	発表後 即時 毎時 (随時)	●熊谷地方気象台 ●気象庁(アメダス、 雨量レーダー) ●市気象観測・河川 監視システム ●市内設置の雨量計	●災害オペレーショ ン支援システム ●電話 ●市防災行政無線 ●消防無線 ●市防災アプリ ●さかろんメール ●インターネット等
発災情報	①河川の氾濫状況(越水、決壊箇 所、時期等)、浸水区域、浸水 高及びその拡大減衰傾向 ②内水による浸水の状況 ③がけ崩れ等の土砂災害の発生状 況(発生箇所、時期、種類、規 模等) ④発災による物的・人的被害に関 する情報 特に死傷者等人的被害及び発災 の予想される事態に関する情報	発災状況の 覚知後即時	●市・消防組合の調 査員 ●警察、関係機関 ●市民、自主防災組 織等	●電話 ●市防災行政無線 ●消防無線 ●市防災アプリ ●さかろんメール ●インターネット等
	⑤都市施設の被災状況 応急対策の障害となる各道路、 橋りょう、鉄道、電気、水道、 ガス、電話、通信施設等の被災 状況	被災後、被 害概況が把 握された後	●各道路管理者、ラ イフライン関係機 関	●電話 ●市防災行政無線 ●消防無線 ●市防災アプリ ●さかろんメール等
住 民 の 避難状況	●避難実施状況 (避難実施区域、避難人数、避 難所名等)	避難収容の 後	●避難所施設管理者 ●市職員 ●消防組合、警察 ●市民、自主防災組 織等	●電話 ●市防災行政無線 ●消防無線 ●市防災アプリ ●さかろんメール ●インターネット等

【復旧段階で収集する情報】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
全体的な 被害状況	●地区ごとの物的・人的被害の確 定値	豪雨が一応 終息した段 階	●市(各班)	●災害オペレーショ ン支援システム ●電話 ●市防災行政無線 ●市防災アプリ ●さかろんメール ●インターネット等
住 民 の 避難に関 する状況	①避難所周辺の状況(再避難等の 対策の必要性)、避難住民に必 要な措置事項 ②今回の災害に開設された避難所 名、開設・収容・閉鎖の日時 ③食料・物資等の調達・支給状況	避難所への 収容後事態 が終息した 段階	●市職員	
都市施設 の復旧の 見 通 し	①電話等の通信機器施設の破損復 旧状況 ②道路・橋りょうの破損・復旧状 況 ③その他	豪雨の終息 とともに即 時着手	●各道路管理者、ラ イフライン関係機 関	
そ の 他 の 状 況	①応急復旧工事等の実施・進捗状 況 ②消毒、大型ごみの回収の必要性 ③その他	豪雨の終息 とともに即 時着手	●市(各班) ●各防災関係機関	

4 異常な現象発見時の通報

(1) 取組方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を速やかに把握する。

(2) 具体的な取組内容

災対法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

【行政・関係機関・市民】

計画内容	担当
1 発見者の通報 ●災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない（災対法第54条）。何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第2項）。 ●通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。	異常現象発見者
2 市長の通報及びその方法 ●通報を受けた市長は、本計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。	市長
3 気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項 ① 気象に関する事項 著しく異常な気象現象（竜巻、強い雹（ひょう）等） ② 地震・火山に関する事項 ●火山関係：噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象 ●地震関係：数日間にわたり頻繁に感じるような地震	総務部

5 広聴広報活動

「第2編 震災対策編－第2章－第5節－<応急対策>－2 広聴広報活動（第2編－83ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市民への情報提供 ●報道機関等への対応 ●被災状況をホームページに掲載	広報班

第6節 医療救護等対策

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第6節（第2編-86ページ）」を準用する。

第2 具体的取組

＜予防・事前対策＞

1 医療救護体制の整備
2 防疫対策

「第2編 震災対策編－第2章－第6節－＜予防・事前対策＞（第2編-86ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

1 初動医療体制
2 行方不明者又は遺体の取扱い

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●医師・看護師の派遣要請・各救護所（地域防災拠点）への派遣 ●統括班の指示により各救護所へ保健師を派遣、救護係の援護 ●「第2編 震災対策編－第2章－第6節－＜応急対策＞（第2編-91ページ）」を準用	保健衛生班 坂戸鶴ヶ島 医師会

＜復旧対策＞

1 防疫活動
2 遺体の埋・火葬

「第2編 震災対策編－第2章－第6節－＜復旧対策＞（第2編-97ページ）」を準用する。

【行政】

計画内容	担当
●「坂戸市災害時における遺体の埋火葬計画」に基づく対策の実施	環境衛生班

第7節 避難対策

第1 基本方針

「第2編 震災対策編—第2章—第8節（第2編-107ページ）」を準用する。

なお、風水害の中でも特に台風は、地震のような突発的な災害ではなく、ある程度予測可能な災害であることから、避難誘導の方法、避難所の運営及び対象者の行動に違いがあることに留意する。

第2 具体的取組

<予防・事前対策>

1 避難体制の整備

1 避難体制の整備

「第2編 震災対策編—第2章—第8節—<予防・事前対策>—1 避難体制の整備（第2編-107ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

ア 避難計画の策定

「第2節 災害に強いまちづくりの推進—<予防・事前対策>—3—ア 土砂災害警戒区域等（第3編-8ページ）」を準用する。

イ 事業者による従業員等の安全確保

「第2編 震災対策編—第2章—第1節 自助、共助による防災力の向上—<予防・事前対策>—5—イ 企業等における防災体制の充実（第2編-14ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 避難の実施
2 避難所の開設・運営
3 広域避難・広域一時滞在

1 避難の実施

(1) 取組方針

大規模水害や土砂災害が発生、又は発生するおそれがある場合には、状況に応じて避難情報を発令し、あらかじめ開設準備を整えた避難所に市民及び滞在者が安全かつ迅速に避難できるよう、適切な避難誘導に取り組む。

また、「第2編 震災対策編－第2章－第8節－<応急対策>－1 避難の実施（第2編-113ページ）」に準じ、要配慮者に配慮した避難支援及び避難生活支援の実施を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 避難指示

(ア) 実施責任者

避難のための立退き指示は、次の者が行う。

【実施責任者】

	実施責任者	根拠法令	適用災害
指示	知事、その命を受けた職員	水防法第30条及び地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条	洪水及び地すべり
	市長	災対法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第30条	洪水
	警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。）	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条	災害全般

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

○ 避難指示

・ 市長

市長は、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。ただし、洪水等の水害の場合については、水防管理者として指示を行う。

・ **知事又はその命を受けた職員**

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。

知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示する。

・ **警察官**

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長もしくはその権限を代行する市の職員が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示する。

・ **自衛官**

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

(イ) **避難指示の内容**

避難指示は、次の内容を明示して行う。

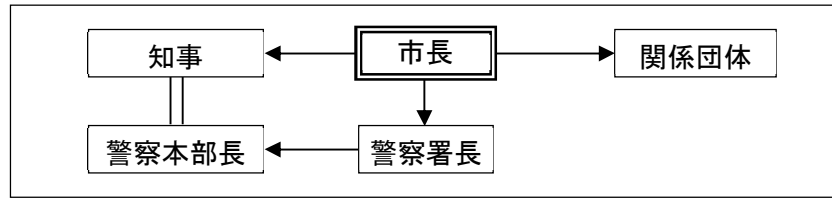
- | |
|-------------|
| ① 要避難対象地域 |
| ② 立退き先 |
| ③ 避難先及び避難経路 |
| ④ 避難理由 |
| ⑤ 避難時の留意事項 |

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は住民等への周知徹底に努める。

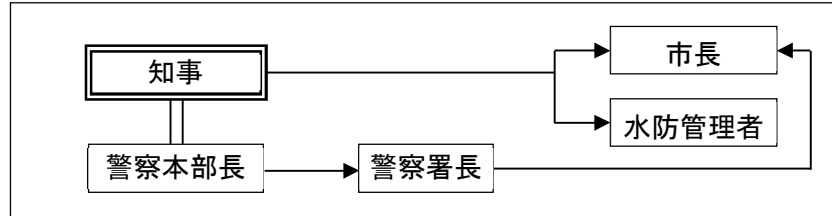
(ウ) **関係機関相互の通知及び連絡**

避難の指示者等は、避難のための立退きの指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知し、又は連絡する。

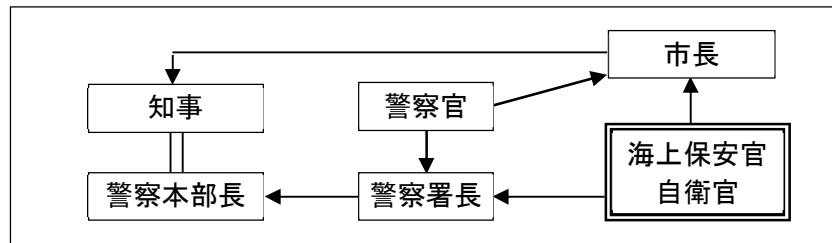
【市長が指示者の場合】



【知事又はその命を受けた職員が指示者の場合】



【警察官、海上保安官及び自衛官が指示者の場合】



(エ) 発令基準及び伝達方法

避難情報の発令者は、概ね次の基準により発令する。また、必要に応じて気象台や県から助言を受ける。

① 土砂災害の場合

【避難情報の発令判断基準例（土砂災害の場合）】

種別	発令判断基準例
【警戒レベル3】 高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2：土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ※土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測であるため、上記の判断基準1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき警戒レベル3 高齢者等避難の発令も検討する。
【警戒レベル4】 避難指示	次のいずれかに該当する場合 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2：土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、上記判断基準に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。（発令基準3、4を除く。）
緊急安全確保 【警戒レベル5】	次のいずれかに該当する場合や、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合 <災害が切迫> 1：大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 2：土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合 <災害発生を確認> 3：土砂災害の発生が確認された場合等 ※同一の居住者等に対して警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しないよう、発令の際には洪水等の別災害の状況も考慮した上で行う。
注意事項	●発令対象区域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とするが、状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量なども状況に応じて考慮する。
避難情報の解除	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。土砂災害が発生した箇所については、現地状況の確認を行い安全が確認されたときとする。判断に際しては、国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることも検討する。

② 水害の場合

【避難情報の発令判断基準例（水害の場合）】

種別	発令判断基準例	
	洪水予報河川：越辺川・高麗川・荒川・入間川・小畔川・都幾川	その他河川等：飯盛川・葛川・大谷川・谷治川等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	以下のいずれかに該当する場合	
	1：指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：洪水の危険度分布（水害リスクライン）で、「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	1：川の水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ② 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※水位を観測していない河川は、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②又は③を参考に目安とする基準を設定して発令する。
【警戒レベル4】 避難指示	以下のいずれかに該当する場合	
	1：指定河川洪水予報により水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合 2：指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	1：川の水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ② 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報） ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

種別	発令判断基準例	
	洪水予報河川：越辺川・高麗川・荒川・入間川・小畔川・都幾川	その他河川等：飯盛川・葛川・大谷川・谷治川等
【警戒レベル4】 避難指示	6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ※発令基準5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。	4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※水位を観測していない河川や基準となる水位の設定ができない河川には、発令基準1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	次のいずれかに該当する場合や、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合 ※同一の居住者等に対して警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しないよう、発令の際には土砂災害等の別災害の状況も考慮した上で行う。	
	<災害が切迫> 1：水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2：洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） <災害発生を確認> 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合）	<災害が切迫> 1：川の水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達した場合 2：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（警戒レベル5相当情報） 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 5：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 <災害発生を確認> 6：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
注意事項		<その他河川等のうち、水路・下水道における浸水が居住者等の命を脅かすと考えられる場合> 氾濫地域に対し避難情報の発令を検討する場合には、大雨警報（浸水害）の危険度分布を参考としたり、雨量を参考とした避難情報の基準を別途設定したり、突発的な浸水に備え流入先の河川水位を参考とした避難情報の基準を別途設定する。

種別	発令判断基準例	
	洪水予報河川：越辺川・高麗川・荒川・入間川・小畔川・都幾川	その他河川等：飯盛川・葛川・大谷川・谷治川等
避難情報の解除	水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。	当該河川又は下水道の水位が十分に下がり、かつ、当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合解除するものとする。下水道については降雨がほとんど予想されていない場合を基本として、解除するものとする。

イ 市長による避難情報の発令

市長は、避難行動に時間を要する要配慮者等に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難情報を発令する。

発令対象区域については、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生する恐れ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定する。

また、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。

避難等の意味合いを明確化するため、避難情報を次の三類型とする。

【避難情報の詳細】

類 型	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (要配慮者等に対する避難情報)	災害のおそれあり 災害が発生するおそれがある状況であり、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難※ ¹ すべき状況。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※ ² は危険な場所から避難（立退き避難※ ³ 又は屋内安全確保※ ⁴ ）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い 災害が発生するおそれが高い状況であり、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保※ ⁵	災害発生又は切迫 （※必ず発令される情報ではない） 災害が発生又は切迫している状況であり、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況。	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ※ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 災害から命を守るための行動

※2 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

※3 指定緊急避難場所や、安全な自主的な避難先等へ移動する避難

※4 洪水等において、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階にとどまること（垂直避難）等により、居住者等が自らの確認・判断で計画的に身の安全を確保すること。
判断の際には、少なくとも以下の条件が満たされている必要がある。

① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと

② 自宅・施設等に浸水しない居室があること

③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

※5 適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難が遅れたために、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を行うこと。

ウ 警戒区域の設定

警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行った者は、その旨を関係機関及び住民に周知する。

【警戒区域の設定】

状況	措置	指示者	対象者
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63、73条）	1 立入制限 2 立入禁止 3 退去命令	1 市長 2 警察官※ ¹ 3 自衛官※ ³ 4 知事※ ⁴	災害応急対策に従事する以外の者
水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	1 立入制限 2 立入禁止 3 退去命令	1 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 2 警察官※ ²	水防関係者以外の者
火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	1 退去命令 2 出入の禁止 3 出入の制限	1 消防職員又は消防団員 2 警察官※ ²	命令で定める以外の者
人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	1 引き留め 2 避難 3 必要な措置命令	1 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

※1 市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

※2 指示者1に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

※3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、指示者1及び2がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

※4 知事は、災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代わって実施しなければならない。

エ 避難誘導

【行政・関係機関】

計画内容	担当
1 避難情報の発令の伝達 ●住民に対し、避難情報の発令内容を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。 （1）災害の発生状況 ●河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻等の具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）。 ●災害の拡大についての今後の見通し	統括班 広報班

計画内容	担当
(2) 災害への対応を指示する情報 ●危険地区住民への避難指示 ●避難誘導や救助・救援への住民の協力を要請すること。 ●周辺河川や斜面状況への注意及び監視をすること。 ●誤った情報に惑わされないこと。 ●冷静に行動すること。 ●市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。	広報班 現地災害対策本部
2 避難誘導 ●避難に当たっては、要配慮者の確実な避難のため、避難誘導員を配置する。要配慮者の避難誘導については「第2編 震災対策編—第2章—第9節—<応急対策>—1 避難行動要支援者等の避難支援（第2編-134ページ）」を参照する。 ●自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。 ●警察官が避難誘導を行う場合は、市、消防機関、水防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資器材を活用して的確に行う。 ●住民が避難した地域に対しては、状況の許す限り警らを行い犯罪の予防に努める。	現地対応班 福祉班 西入間警察署
3 避難順位及び携帯品等の制限 ●避難立退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、要配慮者を優先して行う。また、車両の移動は、人員の避難が概ね終了した後とする。 ●携帯品は、貴重品、若干の食料、携帯電話、最低限の身の回り品等、円滑な避難に支障がない最小限度とする。 ●これらの内容をあらかじめ住民に周知する。	現地対応班

【市民】

計画内容
●地域支援者及び安否確認協力者は、避難情報を把握し、避難行動要支援者の避難誘導を行う。

【福祉施設等】

計画内容
●福祉施設の管理者は、避難情報に基づき、利用者の避難誘導を行う。

【市民への伝達手段】

区分	伝達手段	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
全域	防災行政無線	○	○	○
	緊急速報メール（エリアメール）	○	○	○
	市防災アプリ・SNS（市公式X等）	○	○	○
	さかろんメール	○	○	○
	報道機関による報道	○	○	○
発令地区	広報車による巡回	○	○	○
	行政区連絡網	○	○	○
	（自主防災組織連絡網・メール等）	（○）	（○）	（○）
	坂戸市水防団による各戸口頭	—	○	○
	要配慮者施設への電話連絡	○	○	○

2 避難所の開設・運営

「第2編 震災対策編—第2章—第8節—<応急対策>—2 避難所の開設・運営（第2編-115ページ）」に準じる。なお、避難所は、避難者が少ない場合は、地域防災拠点に開設する。

また、洪水時には一部の避難場所の2階以上を水害時の一時的な避難所として開放する。

さらに、浸水状況により、災害時における相互応援に関する協定に基づき、必要に応じて、近隣市町に一時的な避難のために避難場所及び避難所の開設を要請する。

3 広域避難・広域一時滞在

「第2編 震災対策編—第2章—第8節—<応急対策>—3 広域避難・広域一時滞在（第2編-123ページ）」を準用する。

第8節 災害時の要配慮者対策

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第9節（第2編-125ページ）」を準用する。

第2 具体的取組

＜予防・事前対策＞

1 避難行動要支援者の安全対策
2 要配慮者全般の安全対策
3 社会福祉施設入所者等の安全対策

「第2編 震災対策編－第2章－第9節－＜予防・事前対策＞（第2編-125ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

1 避難行動要支援者等の避難支援
2 避難生活における要配慮者支援
3 社会福祉施設入所者等の安全確保
4 外国人の安全確保

「第2編 震災対策編－第2章－第9節－＜応急対策＞（第2編-134ページ）」を準用する。

【行政】

計画内容	担当
●関係機関等への避難行動要支援者名簿の提供の検討、提供	福祉班
●市内高齢者・障害者福祉施設の状況把握	
●地域防災拠点・避難所の支援、避難者数の把握	文教班
●各所管施設の状況把握	避難所班

第9節 物資供給・輸送対策

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第10節（第2編-139ページ）」を準用する。

第2 具体的取組

＜予防・事前対策＞

1 飲料水・生活用水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備
2 緊急輸送体制の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第10節－＜予防・事前対策＞（第2編-139ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給
2 緊急輸送

「第2編 震災対策編－第2章－第10節－＜応急対策＞（第2編-145ページ）」を準用する。

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●食料、生活必需品等必要物資の把握	物資班
●市内業者、協定締結団体、県への調達要請	
●断水した地域への給水	坂戸、鶴ヶ島水道企業団

第10節 市民生活の早期再建

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第11節（第2編-152ページ）」を準用する。

第2 具体的取組

＜予防・事前対策＞

1 罹災証明書の発行体制の整備
2 応急住宅対策
3 動物愛護
4 文教対策

「第2編 震災対策編－第2章－第11節－＜予防・事前対策＞（第2編-152ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 災害救助法の適用
2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行
3 被災者総合相談窓口の開設
4 災害廃棄物等の対策
5 食品衛生監視
6 動物愛護
7 応急住宅対策
8 文教対策

1 災害救助法の適用

「第2編 震災対策編－第2章－第11節－<応急対策>－1 災害救助法の適用（第2編-156ページ）」を準用する。

2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行

「第2編 震災対策編－第2章－第11節－<応急対策>－2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行（第2編-158ページ）」を準用する。

3 被災者総合相談窓口の開設

「第2編 震災対策編－第2章－第11節－<応急対策>－3 被災者総合相談窓口の開設（第2編-161ページ）」を準用する。

4 災害廃棄物等の対策

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●「坂戸市災害時における衛生行動計画」に基づく対策の実施 ●「坂戸市災害廃棄物処理計画」に基づく対策の実施 ●「第2編 震災対策編－第2章－第11節－<応急対策>－4 災害廃棄物等の対策（第2編-161ページ）」を準用	環境衛生班
●大谷川等下水道施設の監視、溢水対策	坂戸、鶴ヶ島 下水道組合
●県、広域へのし尿処理協力要請 ●「第2編 震災対策編－第2章－第11節－<応急対策>－4－ウ し尿処理（第2編-163ページ）」を準用	坂戸地区衛生 組合

5 食品衛生監視

「第2編 震災対策編－第2章－第11節－<応急対策>－5 食品衛生監視（第2編-164ページ）」を準用する。

6 動物愛護

「第2編 震災対策編－第2章－第11節－<応急対策>－6 動物愛護（第2編-164ページ）」を準用する。

7 応急住宅対策

【行政・関係機関】

計画内容	担当
● 応急修理支援の検討・実施 ● 応急仮設住宅設置の検討・実施 ● 障害物の除去の検討・実施 ● 「第2編 震災対策編－第2章－第11節－<応急対策>－7 応急住宅対策（第2編-166ページ）」を準用	被害調査班

8 文教対策

【行政】

計画内容	担当
● 各保育園・児童センターの状況把握	福祉班 物資班
● 各児童センター：園児の保護者への引渡しまでの安全確保 ● 各保育園：園児の保護者への引渡しまでの安全確保 災害対策従事者（行政・警察・消防・自衛隊職員等）の 子供の保育継続	福祉班
● 各小・中学校及び高校、大学の状況把握 ● 各所管施設の状況把握	文教班 避難所班
● 各施設：施設の状況把握、利用者の安全確保 ● 危機管理マニュアル及び避難確保計画に従い、時機に沿った行動の実施 ● 「第2編 震災対策編－第2章－第11節－<応急対策>－8 文教対策（第2編-170ページ）」を参照	文教班

＜復旧対策＞

1 生活再建等の支援

1 生活再建等の支援

「第2編 震災対策編－第2章－第11節－＜復旧対策＞－1 生活再建等の支援（第2編-174ページ）」を準用する。

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●生活相談	市民生活班
●貸付金の受付	
●義援金受入れ、配分	福祉班
●復旧対策の調整、予算措置	企画財政班

第11節 竜巻等突風対策

第1 基本方針

近年、竜巻等突風による被害は拡大しており、県においても平成25年9月に発生した竜巻は、越谷市、松伏町、さいたま市で県内過去最大級の被害となった。同年9月の台風第18号における竜巻も、熊谷市で人的被害や建物被害をもたらした。本市では、平成27年9月及び令和6年7月の突風により住家の屋根瓦等が破損している。

竜巻等突風は、台風や大雨と比較すると発生する頻度は低いが、予測が困難であることから、市民等への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

【気象庁による竜巻に関する情報】

用 語	概 要
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される。後述の竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表されるほか、現地の目撃情報を基に判断し発表される場合もある。
竜巻発生確度ナウキャスト	10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を提供する情報。実況と1時間先までの予測を提供しており、10分ごとに更新される。発生確度は以下の2種類に分けられる。 ① 発生確度2：竜巻等の激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。（適中率7～14%、捕捉率50～70%） ② 発生確度1：竜巻等の激しい突風が発生する可能性がある。（適中率1～7%、捕捉率80%程度）

第2 具体的取組

<予防・事前対策>

1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及
2 竜巻注意情報等気象情報の普及
3 被害予防対策
4 情報収集・伝達体制の整備
5 適切な対処法の普及

1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

(1) 取組方針

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

(2) 具体的な取組内容

ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

【行政】

計画内容	担当
●竜巻等突風の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。	総務部

イ 竜巻対応マニュアルの作成

【行政】

計画内容	担当
●危機管理マニュアルにより、竜巻等突風対策を図る。 ① 竜巻等突風発生のメカニズムや特徴を理解させ、日頃から竜巻等突風へ備える姿勢を育てる。 ② 竜巻等突風から身を守るための適切な避難行動を理解させる。 ③ 安全管理運営体制の充実を図る。	総務部

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

(1) 取組方針

竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 竜巻関係の気象情報について普及啓発

【行政】

計画内容	担当
● 竜巻注意情報や情報が発表されたときの対応について、熊谷気象台や県と協力し、市民への普及を図る。	総務部

【市民・企業・事業所】

計画内容
● 竜巻等突風への理解を深め、気象情報等に注意を払う。

3 被害予防対策

(1) 取組方針

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 物的被害を軽減させるための方策

【行政・関係機関】

計画内容	担当
● 竜巻等突風による農業被害の軽減を検討する。	環境産業部
● 防災上重要な施設や学校、公共交通機関等は、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策を進める。	各施設
● 鉄道事業者は、突風による脱線事故の防止対策を推進する。	東武鉄道株式会社

【市民】

計画内容
● 住宅の窓ガラスの破損防止や屋内の退避場所を確保する。

【企業・事業所】

計画内容
● 竜巻等突風発生時の従業員の安全対策を進める。

4 情報収集・伝達体制の整備

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(2) 具体的な取組内容

ア 住民への伝達体制

【行政】

計画内容	担当
● 竜巻等突風が発生又は発生する可能性が高まった際の市民等への伝達体制の整備、竜巻等突風の通報制度の検討を行う。 ● 住民への伝達体制は、以下のとおりとする。 ① 市防災アプリ、さかろんメール（坂戸市安全・安心メール）等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。 ② 防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）など住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。	総合政策部 総務部

イ 目撃情報の活用

【行政】

計画内容	担当
● 市や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かす。	総合政策部 総務部

【市民・企業・事業所】

計画内容
● 目撃情報を迅速に行政に連絡する。

5 適切な対処法の普及

(1) 取組方針

竜巻等突風への具体的な対処法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 具体的な対処方法の普及

【行政】

計画内容	担当
● 竜巻等突風が発生する可能性が高まった際にとるべき行動の市民等への普及を図る。 ● ホームページや広報紙等で、対処法を分かりやすく掲示する。	総務部

【市民・企業・事業所】

計画内容
● 竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。 〔竜巻から命を守るための対処法〕 頑丈な建物への避難／窓ガラスから離れる／壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む／避難時は飛来物や電柱・樹木の倒壊に注意する

【竜巻から命を守るための対処法】

- ・ 頑丈な建物への避難
- ・ 窓ガラスから離れる
- ・ 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・ 避難時は飛来物に注意する

【参考資料：竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

（出典：竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

（A）竜巻注意情報発表時、（B）積乱雲が近づく兆しを察知したとき、（C）竜巻の接近を認知したときには、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

状況の時系列的変化	対処行動例
（A）竜巻注意情報発表時	○空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ○竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ○安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
（B）積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す、冷たい風が吹き出す等	○野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ○屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
（C）竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のような轟音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） ○窓から離れる。 ○窓の無い部屋等へ移動する。 ○部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ○地下室か最下階へ移動する。 ○頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） ○近くの頑丈な建物に移動する。 ○頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ○強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

<応急対策>

1 情報伝達
2 救助の適切な実施
3 災害廃棄物等の処理
4 避難所の開設・運営
5 応急住宅対策
6 道路の応急復旧

1 情報伝達

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、市民に対して適切な対応を促すための情報を伝達する。

(2) 具体的な取組内容

ア 気象情報への対応

【行政】

計画内容	担当
● 竜巻注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表されたときは、気象変化や竜巻注意情報等のその後の発表に注意する。 ● 県に竜巻注意報が発表されたときは、気象の変化と竜巻発生確度ナウキャストを確認する。	総務部

イ 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

【行政】

計画内容	担当
● 竜巻等突風が発生又は発生する可能性が高まった際、防災行政無線や市防災アプリ、さかろんメール（坂戸市安全・安心メール）等を活用し、市民に適切な対応を促すための情報を伝達する。 ● 利用者が多く、安全確保に時間を要する学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者に対し、早急に情報伝達を行う。 ● 竜巻等突風被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、対応する配備体制や災害対策本部の設置等を検討する。	総務部

ウ 異常現象発見時の通報

災対法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

方法は、「第5節 情報の収集・共有・伝達体制の整備－<応急対策>－4 異常な現象発見時の通報（第3編-44ページ）」に準じる。

【参考資料：市町村単位での情報の付加】

(出典：竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日）)

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

- 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

(C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- 当該市町村内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起及び住民の対処行動の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、〇〇市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください

(D) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- 当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻が発生したこと及び住民の対処行動の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）先ほど、〇〇市内に竜巻が発生したようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかかんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。）

2 救助の適切な実施

(1) 取組方針

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●被害の規模に応じて適切な救助を実施する。 ●具体的な実施方法は、「第2編 震災対策編－第2章－第11節－ ＜応急対策＞－1 災害救助法の適用（第2編-156ページ）」に準じ る。	避難所担当 学校教職員 現地災害 対策本部

3 災害廃棄物等の処理

(1) 取組方針

竜巻等突風により生じた災害廃棄物等を迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●竜巻等突風により生じた災害廃棄物等を迅速に処理し、早期の生活再 建につなげる。 ●具体的な実施方法は、「第2編 震災対策編－第2章－第11節－ ＜応急対策＞－4 災害廃棄物等の対策（第2編-161ページ）」に準 じる。	環境衛生班

4 避難所の開設・運営

(1) 取組方針

竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●竜巻等突風により自宅で生活できない被災者に対し、避難所を開設し 迅速に収容する。 ●具体的な実施方法は、「第2編 震災対策編－第2章－第8節－＜応 急対策＞－2 避難所の開設・運営（第2編-115ページ）」に準じ る。	避難所担当 学校教職員 現地災害 対策本部

5 応急住宅対策

(1) 取組方針

竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
● 竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅及び応急仮設住宅対策を行う。 ① 被害認定及び罹災証明書の発行 ② 被災住宅の応急修理の実施 ③ 県が供給する応急仮設住宅の維持管理 ④ 住宅関係障害物の除去 ● 具体的な実施方法等については、「<u>第2編 震災対策編－第2章－第11節－<応急対策>－7 応急住宅対策（第2編-166ページ）</u>」に準じる。	総合政策部 総務部 都市整備部

6 道路の応急復旧

(1) 取組方針

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
● 竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。	都市整備部

<復旧対策>

1 被害認定の適切な実施

2 被災者支援

1 被害認定の適切な実施

(1) 取組方針

竜巻等突風による被害認定を適切に行い、市民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
● 竜巻等突風による被害認定を迅速かつ適切に行う。 ● 具体的な実施方法等については、「第2編 震災対策編－第2章－第11節－<応急対策>－2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行（第2編-158ページ）」に準じる。	総務部

2 被災者支援

(1) 取組方針

早期の生活再建に向けた取組を進める。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
● 関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報を実施する。 ● 具体的な実施方法等については、「第2編 震災対策編－第2章－第11節－<復旧対策>－1 生活再建等の支援（第2編-174ページ）」に準じる。	総務部

【参考：平成25年9月の埼玉県内で発生した竜巻災害での対応を基に作成した具体例

（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	県・関係機関	市町村
被災者支援	・ 災害ボランティアセンターの支援（福祉部） ・ 被害認定調査に係る応援職員派遣（総務部）	・ 災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・ 被害認定調査 ・ 罹災証明書の発行 ・ 被災者相談窓口の設置 ・ 各種申請手数料の免除
生活再建資金	・ 被災者生活再建支援法の適用。申請の取りまとめ、支援法人への送付 ・ 生活福祉資金の貸付（福祉部、県社会福祉協議会） ・ 災害援護資金の貸付（危機管理防災部）	・ 被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・ 生活福祉資金の貸付（市町村社会福祉協議会） ・ 災害援護資金の貸付（福祉担当課）

	県・関係機関	市町村
生活再建資金	・災害復旧支援融資等（埼玉りそな、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫等） ・ろうきん福祉ローン（中央労働金庫） ・義援金（日本赤十字社・埼玉県共同募金会）の募集・配分	・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） ・市町村義援金の募集・配分 ・見舞金等の支給
住宅関連	・県営住宅等の提供 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報	・市町村営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施
税金・保険料の減免、徴収猶予	・個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税の減免等（県税事務所）	・市町村民税、固定資産税の減免等 ・市町村税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免
中小企業等への支援	・経営安定資金・知事指定等貸付（災害復旧関連）（産業労働部、商工会議所・商工会・埼玉県中小企業団体中央会） ・災害復旧貸付（日本政策金融公庫） ・災害復旧に要する資金の融資（各金融機関）	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
農業者への支援	・被害を受けた農作物の技術支援 ・収穫減や園芸施設等への被害補償（農業共済組合） ・農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）	・各種資金（農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報
育児・教育支援	・母子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） ・埼玉県高等学校等奨学金の貸与（教育局） ・埼玉県父母負担軽減事業補助金（家計急変世帯）（総務部）	・認可保育所等の保育料の減免 ・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等 ・就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市町村立幼稚園減免
その他支援	・がれき撤去について、環境省の災害等廃棄物処理補助金の交付 ・日本私立学校・共済事業団融資（日本私立学校・共済事業団）	・がれき一時保管場所の設置及び処理。 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）
公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力エナジーパートナー(株)・東京電力パワーグリッド(株)・その他各契約先小売り電気事業者の定めによる） ・電話料等の支払い延長等（NTT東日本(株)） ・NHK料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）	

第3章 災害復興

第1節 基本方針

「第2編 震災対策編－第3章 災害復興（第2編-178ページ）」を準用する。

第2節 実施計画

「第2編 震災対策編－第3章 災害復興（第2編-178ページ）」を準用する。

第4章 大規模水害対策

第1節 基本方針

県防災計画における大規模水害対策においては、「首都圏大規模水害対策大綱」を基に、利根川及び荒川による広域かつ大規模な浸水について対策を講じるものとしている。

市では、市域の一部が越辺川、高麗川、飯盛川及び葛川の浸水想定区域に含まれることから、県防災計画を参考に対応するものとする。

第2節 具体的取組

第1 適時・的確な避難の実現

浸水の規模によっては市内の避難場所及び避難所のみでは対応が間に合わない可能性がある。必要な場合は、広域避難・広域一時滞在の措置を行う。詳細は「第2編 震災対策編－第2章－第8節－＜応急対策＞－3 広域避難・広域一時滞在（第2編-123ページ）」に準じる。

第2 救急救助体制

市内では浸水が3日以上継続する区域が多くあり、逃げ遅れにより長期間孤立する者が発生する可能性がある。県等と連携のもと、ボートやヘリコプター等により孤立者の所在確認及び救助を行う。

第3 応援要請・要員確保

必要な人員・資機材等が不足する可能性があるため、他市町村や関係団体等への応援要請は時期を逃さず行う。

第4 避難生活の支援

水が引いた直後には大量の災害廃棄物が発生するため、市民と協力のもと分別回収を行い、衛生の観点から早期処分を行う。

第5章 雪害対策

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多く、平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪量となった。

市でも積雪量46cmを記録し、住宅の一部損壊、カーポートの損壊、農業施設被害、自家用車、トラック等の車両の立ち往生による交通まひ、駅における帰宅困難者等が発生した。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後もこのような大雪が頻発するおそれがある。

第1節 基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車事故））が、市民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第2節 実施計画

第1 具体的取組

<予防・事前対策>

1 市民が行う雪害対策
2 情報通信体制の充実強化
3 雪害における応急対応力の強化
4 避難所の確保
5 建築物の雪害予防
6 道路交通対策
7 鉄道等交通対策
8 ライフライン施設雪害予防
9 農林水産業に係る雪害予防

1 市民が行う雪害対策

（1）取組方針

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、市民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、市民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

(2) 具体的な取組内容

ア 自助の取組

【行政】

計画内容	担当
●市民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点などについて、普及啓発及び広報に努める。	総務部

【市民・企業・事業所】

計画内容
●自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講じる。 ●雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛けるものとする。

イ 市民との協力体制の確立

【行政】

計画内容	担当
●大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。 ●備蓄等の具体的な実施方法等は、「<u>第2編 震災対策編－第2章－第1節－<予防・事前対策>－1 自助、共助による市民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）（第2編-8ページ）</u>」に準じる。	総務部

2 情報通信体制の充実強化

(1) 取組方針

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、市民の適切な対処を促す。

(2) 具体的な取組内容

「第2章－第5節－<予防・事前対策>－2 気象情報や避難情報の活用の周知（第3編-29ページ）」を準用するほか、以下のとおりとする。

ア 気象情報等の収集・伝達体制の整備

【行政】

計画内容	担当
●降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。	総合政策部 総務部

イ 市民への伝達及び事前の周知

【行政】

計画内容	担当
●市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法について市民への周知に努める。	総合政策部 総務部

【市民・企業・事業所】

計画内容
●最新の気象情報に注意を払い、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

ウ 被災市町村や防災関係機関との情報共有

【行政】

計画内容	担当
●県災害オペレーション支援システムにより、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を県や関係機関と共有する。	総合政策部 総務部

3 雪害における応急対応力の強化

(1) 取組方針

市及び防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、平常時からの相互の連携強化を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の共有

【行政】

計画内容	担当
●大雪災害に対応するため、県が作成する事前行動計画を共有する。	総務部 都市整備部

イ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●救助活動等を実施する消防機関及び防災関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。	総務部 都市整備部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合
●道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及を図るよう適切な配慮をする。	西入間警察署

4 避難所の確保

(1) 取組方針

市は、地域の人口及び地形等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●地域の人口、地形等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所を確保する。 ●具体的な実施方法は「第2編 震災対策編－第2章－第8節－<予防・事前対策>－1 避難体制の整備（第2編-107ページ）」に準じる。	総務部

5 建築物の雪害予防

(1) 取組方針

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの市民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

(2) 具体的な取組内容

ア 建築物被害を軽減させるための措置

【行政】

計画内容	担当
●市役所庁舎や学校など防災活動の拠点施設の雪害に対する安全性確保に配慮する。	各施設所管課
●商業施設・駅など不特定多数の者が利用する施設に対し、雪害に対する安全性確保に配慮するよう周知する。	総務部
●社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設に対し、雪害に対する安全性確保に配慮するよう周知する。	こども健康部 福祉部

【市民・企業・事業者】

計画内容
●新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図る。 ●毎年降積雪期前に建物の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

6 道路交通対策

(1) 取組方針

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

(2) 具体的な取組内容

「第2編 震災対策編－第2章－第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－<予防・事前対策>（第2編-36ページ）」を準用するほか、以下のとおりとする。

ア 道路交通の確保

【行政】

計画内容	担当
●道路管理者は、除雪実施体制を整備し、迅速に除雪を行うとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。 ●道路管理者は、協定締結団体に対し、降雪期に入る前の除雪機械、附属品等の事前点検整備を依頼する。	都市整備部

イ 積雪状況の把握

【行政】

計画内容	担当
●区・自治会長や協定締結団体に主要道路の積雪量の観察、報告を依頼しておく。	都市整備部

ウ 雪捨て場の事前選定

【行政】

計画内容	担当
●道路管理者は、運搬排雪作業に備えて適切な雪捨て場を選定する。選定に当たっては、関係者と協議を行い、発災時の連携を図る。	都市整備部

エ 関係機関の連携強化

【行政】

計画内容	担当
●降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、国、県等との連絡体制を確立する。 ●異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（緊急防災道路等）を選定し、管内関係機関で共有しておく。	都市整備部

7 鉄道等交通対策

(1) 取組方針

交通事業者及び鉄道事業者は、公共交通を確保するための雪害対策を講じる。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、市等と連携しながら広く市民に周知する。

(2) 具体的な取組内容

【関係機関】

計画内容	担当
●公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪、凍結防止のための列車等の運転計画、要員の確保等について充実を図る。	東武鉄道株式会社 県バス協会

8 ライフライン施設雪害予防

(1) 取組方針

大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

(2) 具体的な取組内容

ア ライフラインにおける雪害対策の推進

【関係機関】

計画内容	担当
●ライフライン事業者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。	ライフライン事業者
●ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に、利用者や関係機関等に対し提供できるよう、連携体制の強化を図る。	

9 農林水産業に係る雪害予防

(1) 取組方針

市は、雪害による農産物等の被害防止を図るため、予防対策を講じる。

(2) 具体的な取組内容

ア 農産物等への被害軽減対策

【行政】

計画内容	担当
●雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。	環境産業部

<応急対策>

1 応急活動体制の施行
2 情報の収集・伝達・広報
3 道路機能の確保
4 交通規制
5 救出・救助及び支援の実施
6 避難所の開設・運営
7 医療救護
8 ライフラインの確保
9 地域における除雪協力

1 応急活動体制の施行

(1) 取組方針

積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と連携を図り、必要に応じ災害対策本部を設置する。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●体制配備に当たっては、気象警報・注意報の発令状況を参考にし、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。	統括班

2 情報の収集・伝達・広報

(1) 取組方針

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

【行政】

計画内容	担当
●「第2章―第5節 情報収集・共有・伝達体制の整備―<応急対策> (第3編-30ページ)」に準じる。	統括班 広報班

イ 積雪に関する被害情報の伝達

【行政】

計画内容	担当
●人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、県災害オペレーション支援システム等により、把握できた情報を遅滞なく県に報告する。	統括班 広報班

ウ 市民への情報発信

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、降雪状況、積雪の予報等について市民等へ周知する。 ●異常な積雪が発生し、又は発生する可能性が高まった際の周知方法は、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、SNSなど市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。 ●交通事業者及び鉄道事業者は、運転見合わせ等が見込まれる場合、市等と連携しながら広く市民に周知する。	統括班 広報班 交通事業者 鉄道事業者

エ 積雪に伴いとるべき行動の周知

【行政】

計画内容	担当
●大量の積雪が見込まれるときにとるべき行動を、市民に周知する。	統括班 広報班

【大量の積雪が見込まれるときにとるべき行動】

(例) ○ 不要不急の外出は極力避ける。 ○ 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。 ○ 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。 ○ 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。 ○ 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。 ○ 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。 ○ 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。
--

3 道路機能の確保

(1) 取組方針

市及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

(2) 具体的な取組内容

ア 効率的な除雪

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●道路管理者は、異常な積雪時には、管内ごとに定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。 ●道路管理者は、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。 ●道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。 ●道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等は、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。	土木班

イ 除雪の応援

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレーターの確保について要請する。 ●協定締結団体は、市から応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。 ●除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレーター等の宿泊施設の確保について配慮する。	土木班

4 交通規制

(1) 取組方針

異常な積雪があった時は、交通の混乱等の発生が予想されるため、交通秩序の維持を図る。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、交通規制の実施を要請する。	土木班

5 救出・救助及び支援の実施

(1) 取組方針

異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、危険地帯における救助要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

(2) 具体的な取組内容

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供や安全確保、避難所への一時避難支援等を行う。	道路管理者 現地対応班 避難所担当 避難所班

6 避難所の開設・運営

(1) 取組方針

大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、市は避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設を行う。	避難所担当 避難所班
●具体的な実施方法は、「第2編 震災対策編－第2章－第8節 避難対策－<応急対策>（第2編-113ページ）」に準じる。	現地災害対策本部

7 医療救護

「第2編 震災対策編－第2章－第6節 医療救護等対策－<応急対策>（第2編-91ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●積雪に伴う負傷者等に対応する医療救護活動を実施する。 ●透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。	保健衛生班
●坂戸・鶴ヶ島消防組合は、医療機関と相互に連携し、迅速な救急搬送を実施する。	坂戸・鶴ヶ島消防組合

8 ライフラインの確保

(1) 取組方針

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

「第2編 震災対策編－第2章－第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－<応急対策>（第2編-42ページ）」を準用する。

(2) 具体的な取組内容

ア 応急対策の実施

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●ライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講じる。 ●ライフライン事業者は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携する。 ●ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供し、又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。	ライフライン事業者 土木班

9 地域における除雪協力

(1) 取組方針

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則であるが、異常な積雪時には、地域コミュニティの協力を得て除雪を進める。

(2) 具体的な取組内容

【市民・企業・事業所】

計画内容
●積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や、通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

<復旧対策>

1 農業復旧支援
2 その他復旧対策
3 生活再建等の支援

1 農業復旧支援

【行政】

計画内容	担当
●農作物や被覆施設等の被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講じる。 ●具体的な実施方法等については、「第6編 事故災害対策編－第4節 農林水産災害対策計画（第6編-24ページ）」に準じる。	総務部 環境産業部

2 その他復旧対策

【行政】

計画内容	担当
●具体的な実施方法等については、「第2編 震災対策編－第2章－第2節 災害に強いまちづくりの推進－<復旧対策>（第2編-34ページ）」に準じる。	各班

3 生活再建等の支援

【行政】

計画内容	担当
●関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報を実施する。 ●具体的な実施方法等については、「第2章－第10節 市民生活の早期再建－<復旧対策>（第3編-63ページ）」に準じる。	総務部 環境産業部

